



2005年 9月

米国で お会いしましょう

米国国務省国際情報プログラム局



編集長	Thomas E. Cooney
副編集長	Rebecca Ford Mitchell
補助編集者	Merle David Kellerhals, Jr. David A. Denny Jacquelyn S. Porth Charlene Porter
参考資料担当	Samuel Moncrief Anderson George Burkes Jeffrey W. Mason Vivian R. Stahl
写真担当	George Brown Tim Brown Gloria Castro Barry Fitzgerald Ann Monroe Jacobs
表紙デザイン	Christian Larson

発行人	Judith S. Siegel
編集主幹	Richard W. Huckaby
制作	Christian Larson
制作補佐	Chloe D. Ellis Sylvia Scott
編集委員	Alexander C. Feldman Kathleen R. Davis Francis B. Ward

編集／発行：在日米国大使館広報・文化交流部 2006年11月

表紙：ボーンマス（イギリス）で飛行機に搭乗する学生たち
（著作権 Air TeamImages 2005、写真 Colin Works）

米国内務省の国際情報プログラム局は、eJournal USAのロゴ名で5種類の電子ジャーナル（「Economic Perspectives（経済展望）」「Global Issues（グローバルな課題）」「Issues of Democracy（民主主義の問題）」「U.S. Foreign Policy Agenda（米国外交政策アジェンダ）」「U.S. Society & Values（米国の社会と価値観）」）を発行し、米国や国際社会、そして米国の社会や価値観、考えや様々な制度が直面する主要な問題について検証しています。5種類のジャーナルはそれぞれ、発行巻数（出版された年の番号）と、号数（1年間に発行された各号の番号）別に目録に掲載されます。

最新号は毎月、まず英語で発行され、2～4週間後にフランス語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語版が発行されます。必要に応じて、アラビア語や中国語など他の言語の翻訳版が発行される場合もあります。

ジャーナルの中で提示された意見は、必ずしも米国政府の見解や政策を反映するものではありません。米国内務省は、ジャーナルがリンクするインターネット・サイトの内容、およびこれらのサイトへの継続的な利用の可能性について、一切の責任を負いません。各サイトについての責任は、サイトの発行者のみに帰属するものとします。ジャーナルに掲載される記事や写真、イラストは、著作権についての明記がない限り、米国以外での複製や翻訳を認めますが、明記されてあるものについては、ジャーナルに記載されている著作権保有者の許可を得なければなりません。

国際情報プログラム局は、<http://usinfo.state.gov/journals/journals.htm>で、ジャーナルの最新号とバックナンバーを数種類のデータ形式で提供するとともに、これから発行予定ジャーナルのリストを掲載しています。ご意見等は、最寄りの米国大使館、または下記の編集部までお寄せください。

Editor, eJournal USA: Foreign Policy Agenda
IIP/T/IS
U.S. Department of State
301 4th Street S.W.
Washington, D.C. 20547
United States of America
E-mail: ejforpol@state.gov

本号について

過去2年の間に、ビザを申請したことがなければ、米国がその間「国境の保護」と「米国本土への外国人受け入れ」という、相反する要件の融合に大きく前進したことを意識することはないかもしれません。国際交流の育成と開放的な社会を維持しようとする姿勢は、これまで同様、米国の価値観を表すものであり続けるでしょう。

最近の変化としては、留学と商用ビザ申請の予約の迅速化、バイオメトリック識別技術の高度化、ビザ申請者に対応する入国審査官の増員などがあります。これにとどまらず、米国は、よりスピーディーで安全な米国への旅を実現するための措置を、今後も率先して続けていく方針です。

このeJournal USAには、米国への旅行をできるだけやすくするための情報を集めました。アルファベットの略語で示される米国政府の各旅行プログラムの定義に加え、他国のプログラムとどのように適合しているかについても説明しました。

本号「See You in the USA (米国でお会いしましょう)」をご一読いただければ、米国が、それぞれ特徴の異なる50の各州に留学や商用目的、観光目的で外国から訪れる人たちを心から歓迎していることがはっきりと分かります。

ここでは、まず、入国審査の手順や用語について説明した後、ビザ申請窓口の向こう側にいて、旅行者が短期



LAWA Photo by Jay Berkowitz

滞在予定の合法的な旅行者かどうかを判断している領事担当官や税関・国境警備官に、その職務について語ってもらいます。

次のセクションでは、外国からの渡航者に、米国という国を知るための、余り知られていない方法をご紹介します。著名な音楽史専門家ジョン・エドワード・ハッセが提案する音楽ツアーもその一例です。

さらに、交換留学プログラムの専門家が、米国の大学への入学許可取得と、学費の支払いに関してアドバイスするほか、留学生の体験レポートも掲載しました。

最後のセクションでは、政府と企業関係者が商用ビザの取得について率直に意見交換したパネル・ディスカッションの様態を掲載しました。続いて、チリのサンティアゴと香港出身の2人のビジネスマンに、9月11日の同時多発テロ事件後の米国入国について、自らの体験を語ってもらいました。

最後に、参考図書と関連のインターネット・サイトのリストを掲載しました。

eJournal USAをどうぞお楽しみください。

編集者一同



米国でお会いしましょう

米国国務省 2005年9月 第10巻 第2号

<http://usinfo.state.gov/journals/journals.htm>

4 ごあいさつ

コンドリーザ・ライス国務長官

5 ビザ暗号の解読

米国への渡航を希望する大多数の人は、その希望がかないます。米国への旅を計画する上で必要なことを知しましょう。

生体認証：眼の色からスキャンまで
靴を脱いで、腕を伸ばす？：新渡航規定

12 囲み記事：ビザ用写真の規定

14 ビザ申請窓口の内側から

ジョン・ピチョウスキ
在エジプト米国大使館領事担当官
世界最大級の米国大使館のビザ担当官が語るその職務。

15 国境警備官：国境警備と渡航者歓迎の最前線

キャスリーン・フォーズ ワシントン税関・国境警備局
各渡航者が米国入国に適格かどうかを判断する担当官が、出入国管理業務と、出会った渡航者の思い出について語ります。

16 囲み記事：数字で見る米国への渡航

観光目的の皆さんへ

17 誰もが何らかの関心を見つけられる国

米国は広く、地理的にも社会的にも多様性を持つ国。どんどん探検してみましょう。

18 米国の音楽ツアー

ジョン・エドワード・ハッセ博士 国立アメリカ歴史博物館学芸員
音楽史の専門家が、万国共通の言語「音楽」殿堂訪問ツアーを提案します。

23 フォト・ギャラリー：米国の財産

写真で見る知られざる米国文化

留学目的の皆さんへ

29 世界最高水準の教育を受けながら、米国に関する知識を深めよう

米国は毎年50万人以上の留学生を意欲的に受け入れています。

31 人生最良のチャンス：米国の大学留学への道

デール・ガフ 米国大学学籍入学管理者協会国際教育サービス担当ディレクター
国際教育の専門家が、米国の大学から入学許可を受ける秘訣を伝授します。

34 米国の高等教育：学資面について

ナンシー・W・ケテク

国務省アフリカ担当地域教育指導コーディネーター
(在ガーナ共和国米国大使館)

米国で受ける教育は、投資に対する見返りが大きいだけでなく、学資の調達方法も多彩です。

37 留学生の体験記

3人の留学生が米国での学生生活について自らの体験を語ってくれました。

・「決して悔いのない決断」

ニャシャ・カンガンガ (ジンバブエ出身)
セント・キャサリン大学 (ミネソタ州セントポール)
学部生

・「驚くような経験」

アルナブ・バス (インド出身)
カーネギー・メロン大学 (ペンシルベニア州ピッツバーグ)
大学院生

・「素晴らしい機会」

パヴェル・レピュウスキ (ベラルーシ出身)
イサカ大学 (ニューヨーク州イサカ)
元学部生

40 商用目的の皆さんへ

米国でビジネスをするには

米国政府関係者と企業幹部が、商用目的の渡航とビジネス促進に向けた最近の試みについて議論を戦わせました。

・ダグラス・ベーカー

商務省サービス業担当次官補

・エリザベス・ディクソン

インガーソルランド社国際移民サービスアドバイザー

・ジャニス・ジェイコブズ

国務省ビザサービス担当次官補代理

・ランデル・ジョンソン

全米商工会議所副会頭

・マイケル・ニーファック

国土安全保障省移民政策担当ディレクター

・アレクサンダー・フェルドマン

国務省国際情報プログラム局コーディネーター

47 商用渡航での経験

2人のビジネスマンが、最近の米国出張体験について語ります。

・「出入国に問題なし」

カルロス・バンニ

BACフロリダ銀行 (チリ、サンティアゴ)

・「安全性アップでも不便は最小限」

ジミー・チャン RJP社 (香港)

附録

49 参考文献

50 関連インターネット・サイト



ONLINE VIDEO

オンライン・ビデオ
米国でビジネスをするには
産業界と政府関係者の討論会

- ・ 米国への渡航を促すための協力
- ・ 米国のビザと入国についての問題
- ・ 商用ビザの取得について
- ・ 支援が必要なときの連絡先

[http://usinfo.state.gov/journals/
itps/0905/ijpe/ijpe0905.htm](http://usinfo.state.gov/journals/itps/0905/ijpe/ijpe0905.htm)

アメリカ合衆国へようこそ

コンドリーザ・ライス国務長官



U.S. Department of State

コンドリーザ・ライス国務長官

アメリカ合衆国には毎年、数百万の人たちがやって来ます。入国の目的が観光であれ、商用であれ、移民としての入国であれ、一人ひとりが米国の文化や教育、そして経済生活を高める役割を果たしています。私はそうした方々をゲストとして心から歓迎します。

米国民として私たちは、海外からわが国を訪れた皆様方には、ぜひとも私たちの文化を探求し、米国人と知り合いになり、米国がどのような国かを見ていただきたいと思っています。同様に、私たちも海外の皆様から、豊かで多様性に富む、それぞれの国の文化や歴史、言語、考え方を大いに学びたいと考えています。

ブッシュ大統領と私は、背景や信仰が異なる国々を尊重し、理解すること、そして共通の価値観という下地に基づく関係作りこそ、より安全でより良好な世界環境を形成す

るものと確信しています。そして、その成功のカギは一人ひとりの結びつきを通じて、相互理解を深めることにあります。

私たちは、旅や人と人との交流を通じて、大きな変化をもたらされる可能性を信じています。国際交流プログラムの参加者からは、米国人であれ、外国人であれ、プログラムを通じた経験から、生き方がすっかり変わってしまったと語る声が何度も聞かれます。

移民の国である米国は、常にこの国を訪れる人々を歓迎してきました。私たちは、観光客も居住者も含めて、国内にいるすべての人々の安全を守るため、これからも不断の努力をしていく所存です。また、このすばらしい国に国外からいらっしゃる皆さんがもたらす豊かさや多様性を、大事にしていきたいと思えます。

ビザ暗号の解説

このセクションでは、ビザの審査プロセスの基礎と専門用語について案内します。補足記事では、生体認証や、最新の渡航規定と米国への渡航に関するデータについて説明します。

どの受け入れ国でもそうであるように、米国も、渡航者が誰なのか、入国予定日と出国予定日はいつなのか、といった基本的な情報を必要とします。これらの情報は、ビザを発行することで入手できます。外国の国民のほとんどは、米国へ入国するためにビザを必要としますが、米国への渡航を希望する大多数の人は、その希望がかなえられません。

- ・ 2004年には、ビザ申請者の4分の3がビザを取得しました。学生ビザの場合、取得率はさらに高く、およそ80%がビザ取得の承認を得ました。

- ・ 加えて、商用および観光目的の渡航者数は、前年に比べて12%増え、非移民ビザによる留学生の数は4%増えました。

ビザ

ビザというのは、一国の国境を越え、他国への入国を申請することができる許可証のことです。米国の法律では、国務省にビザの発行責任があると定められています。領事担当官はビザ申請書に目を通してから、短い面接を行い、申請者がビザ取得に適格かどうかを判断します。このプロセスを「審査」と呼びます。あらゆる申請に対してビザを出すかどうかの最終判断を下すのは、領事担当官です。

ビザ申請がビザの取得を保証しないように、ビザの取得がそのまま米国への入国を保証することにはなりません。領事担当官が申請内容を検討し、その結果、申請者には、特定の目的のために自国から米国への国境入り地までは旅行できる資格があると判断したというにすぎません。

国境入り地では、入国審査官が申請者の入国を許可するかど



AP/WWP Photo by Marcio Jose Sanchez

うかを決定します。入国を許可する権限は、米国国土安全保障省の入国審査官にしかありません。ただし、有効なビザの所持者が入国を拒否されるケースは、きわめて異例です。

手続き

米国に入国するためのビザを取得するには、まず、ビザ申請書「DS-156

(<http://evisaforms.state.gov>)」に必要事項を記入しなければなりません。最寄りの米国大使館(http://travel.state.gov/travel/tips/embassies/embassies_1214.html)に連絡し、面接の予約を入れてください。申請書とパスポート、写真1枚、関係書類を大使館または領事館に提出して、渡米目的に関する面接を受けます。

ビザの申請には手数料が必要で、現在は100ドルです。ビザを取得すれば、国境入り地までは行けますが、米国への入国が許可されるには、そこで入国審査官による入国関連書類の審査を再度受けなければなりません。

2001年9月11日の同時多発テロ事件以降も、この簡単な手続きはほとんど変わっていませんが、安全保障上の懸念が強まったことから、いくつかの点で変更がありました。

- ・ 16~45才までの男性は「DS-157」と呼ばれるもう1枚別の申請書に、渡航歴の詳細と各種団体・機関などへの所属・入会関係について記入することが求められます。上記以外の申請者にも、領事担当官がこの申請書への記入を求める場合もあります。

- ・ 留学生および交流訪問者は国籍に関わらず、補足申請用紙に記入すること、そして受け入れ機関により学生・交流訪問者情報システム(SEVIS、10ページを参照のこと)に登録してもらっていることが義務付けられています。

- ・ ビザを必要とする人は、ほとんどの場合、領事担当官の面接を受けることになります。以前は、領事担当官が申請者の出頭を

免じたり、旅行会社が顧客の代わりに申請書を提出したりすることができました。しかし、このようなことが不可能になったために、ここ3年間で、国務省は領事担当官を増員し、ビザ面接の予約システムを改善してきました。

・ビザに関するファイルおよび警察当局や監視リストの情報を電子的に共有したり、学生の入学記録を追跡したりするための技術システムも導入されました。そして、2004年以降は、技術が飛躍的に向上し、データベースの整理統合、システム上の問題修正が大幅に進んだため、未処理の仕事も減少しました。

・2004年以降、各在外米国大使館は、留学生と商用目的の渡航者へのビザ発行に関する手続きを迅速化するよう指示されています。このため、各領事館は、このタイプのビザ申請者を対象とする面接時間枠を特別に設け、面接予約とビザ発行の手続きを優先的に行うことになりました。

・米国やほかの多くの国々では、不正防止のために、デジタル写真や指紋などの生体認証データを含む機械読取式ビザやパスポート、その他の出入国関連書類が導入されつつあります。例えば、ビザ申請の際と米国への入国の際に指紋のスキャンを求められます。

・渡航者の身元に関する全情報は、米国への航路・空路途上で、すべての民間船舶および航空機から入国管理官に送られてきます。

・米国への入国にビザを要する渡航者は、最終目的地に到達する途中に、「通過（トランジット）」で米国に立ち寄る場合でも、ビザを取得していなければなりません。

米国のビザを取得するための条件と費用は、他の民主主義国家とほぼ同じです。そして、ビザの要・不要、追加費用の有無、そして制限の内容などは、相手国との互惠主義に基づいています。つまり、米国市民が相手国への渡航を希望する際に課される要件と同等の要件を、相手国の国民にも求めるということです。

前もって計画を立てよう：待ち時間

ビザ取得までにかかる平均時間がこのところ急速に短縮されたとは言っても、米国への旅行の計画を立てたら、早めにビザ申請の手続きに入ることが非常に大事です。領事館に提出しなければならない申請書類に記入し、必要書類を取りそろえ、面接の予約をとるには、時間がかかるためです。

申請者一人ひとりの事情が違っているので、手続きや、そのためにかかる時間も違ってきます。例えば、米国に留学や就労目的で向かう人は、追加書類に記入したり、観光目的の旅行者よりも多くの

書類を提出したりしなければなりません。

同様に、その人の出身国によって、面接の待ち時間の長さも異なります。米国大使館は、予約の予想待ち時間をウェブサイト(http://travel.state.gov/visa/temp/wait/tempvisitors_wait.php)上に表示しています。留学や商用目的で渡米される方は、面接までの待ち時間をここで確認してください。

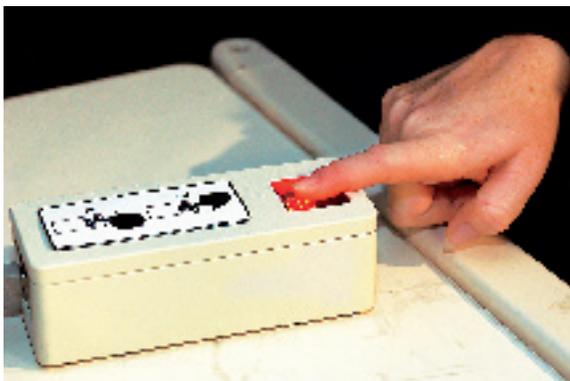
国務省は、ビザ申請の手続きをできるだけ分かりやすくすべく努力しています。重要な資料のリストを、このジャーナルの末尾に掲載しました。

面接

ビザ取得に向けた面接には、十分準備することがとても重要です。

記入済みの申請書や申請手数料の領収書、有効なパスポート、指定された基準を満たした写真を準備するだけでなく（12ページを参照）、滞在期間終了時に自国に帰国するという意思を明確に示す文書も提出しなければなりません。

AP/WWP Photo by Stephen J. Boitano



学生ビザの申請には、SEVIS I-901手数料(<http://www.ice.gov/graphics/sevis/i901/faq2.htm>)を払ったことを証明する領収書も必要です。

領事担当官は短い面接の中で、渡米を希望する理由を尋ね、関連書類をチェックします。さらに、米国訪問者・移民現況表示技術(US-VISIT)プログラム（10ページを参照）の安全保障対策の一環として、両手の人差し指の指紋を、塗料を使わないで済むデジタル方式のスキャナーで採取します。さらに、ビザ取得に不適格と判断された人物や、もしくは申請の見直しが必要な人物の名前や記録のリストにあなたが入っていないかどうかを、データベースでチェックします。

面接の終わりに、あなたにビザの発行が許可されたかどうかを知らせます。許可されれば、ほとんどの場合、1週間以内にはビザが手元に届きます。安全保障上の懸念がある場合は、その問題を解決するのにさらにチェックを重ねるので、数週間かかるかもしれません。

ビザ発行を拒否された場合でも、追加書類を付して再申請できます。ただし、100ドルのビザ申請手数料は、申請するたびに払

わなければなりません。申請費用はいかなることがあろうと、払い戻しには応じません。

ビザ発給拒否

領事担当官は、申請者一人ひとりのケースを米国移民法とつき合わせて判断することが求められています。

ビザ発給を拒否する最も一般的な理由は、母国とのつながりがきわめて強いので、米国に不法滞在することなどとも考えられない、ということを証明できなかった場合です。この理由によるビザ発給拒否は、一般的に米国移民国籍法214条b項に基づくものとして知られています。ここでいう「つながり」とは、あなたの生活のさまざまな側面で、現在居住する国に拘束されていることを示すものです。米国外に居住地を持っていること、それを放棄する意思がないことを証明するというこの要件は、米国の「移民国籍法」(<http://www.ufafis.org/visa/visadenials.asp>)に規定されています。

一時滞在が終了した後に帰国せざるを得ない理由、例えば母国で就職あるいは教育機関に在籍している事実、家族が母国に居住していること、母国に多額の財産（家屋もしくは銀行の預金口座残高）を保有していること、などを示すことによって、帰国する意思があることを示すことができます。領事担当官に提示すればビザの発行が保証されるという、これといった特定の書類や事情はありません。納得できる申請内容でありさえすればよいのです。つまり、法に基づいて米国外の居住条件を証明するやっかいな責任は、申請者自身が負っている、ということです。

帰国する意思を示せず、ビザ発給が許可されなかった場合でも、事情が変わったり、母国とのつながりを示す証拠をもっと集めたりすれば、再申請することは可能です。その場合、再度申請費用を払わなければなりません。

領事担当官は申請者の出身国によって、母国とのつながりを示すものには文化的、社会的な違いがあることや、申請者が若年の場合には資金面でのつながりが薄弱である可能性があることも承知しています。これらすべてを考慮のうえ、ビザを発行するかどうかを決めるのです。

ビザ発給を拒否されるそのほかの理由として、伝染病、前科、テロ活動との関連などがあります。

下記にビザ関係の暗号解読に関連する用語の説明を挙げましたので、参考にしてください。それぞれの用語の解説の末尾に、さらに詳しい説明のためのリンクを記載しました。

ビザ関連用語集



AP/WWP Photo by Sergey Ponomarev

生体認証 指紋や複雑な虹彩パターンの読み取りなど、個体に特有の生物学的特徴により個人を識別する方法です。

渡航書類が盗難にあったり、コピーされたりしたとしても、生体認証により、他人による「なりすまし」が極めて困難になり、パスポートやビザの所持者が本人であることを保証してくれます。

(<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=4542>)



AP/WWP Photo by Bobbie Hernandez

国境通過カード（BCC） メキシコ-米国間の国境を越えるためのカードで、適格渡航者にB1/B2

（商用または観光用）ビザとして発行されます。カードを所持していれば、国境での出入国審査手続きをスムーズに済ませることができます。このカードは発行から10年間で有効で、様々な安全システムが搭載されており、しばしば「レーザービザ」と呼ばれています。

2001年の同時多発テロ事件以前から、このカードには指紋などの生体情報を搭載し、機械読み取り方式を採用していなければならないと米国法で定められています。BCCプログラムは、その後の、米国の出入国手続きの安全管理のモデルケースとされています。

(http://travel.state.gov/visa/immigrants/info/info_1336.html)



AP/WWP Photo by Jan Bauer

Eパスポート ハイテク技術を使った機械読み取り式パスポートで、国連国際民間航空機関(ICAO)により定められた、パスポート所持者本人の個人履歴や生体情報(12ページを参照)の記録が可能な集積回路(IC)チップが埋め込まれています。米国のEパスポートに埋め込まれたICチップには、パスポート所持者の顔のデジタル画像しか記録されていません。この画像は、顔認識技術を用いて実際のパスポート所持者の顔と照合できるので、パスポート偽造抑止効果は極めて高いものになります。

裏表紙に埋め込まれたこのチップには、個人履歴情報も記録されます。この情報を、機械読み取り式パスポートの個人履歴のページに記録された情報と照合して、データの書き換えを防ぎます。また、電子署名がチップに記録されたデータを保護し、書き換えられないようになっています。

この高性能チップは、10センチメートル以内の距離からデータを読み取る技術を利用します。チップに記録されたデータが密かにスキミング(不正読み取り)されないよう、パスポートを閉じているときのスキミングを防ぐために、スキミング防止機能を搭載します。また、国境入国地でパスポートを読み取る際に情報をスキミングされたり、傍受されることがないように、基本アクセス制御(BAC)の導入も真剣に検討しています。BACは個人識別番号(PIN)と似ており、パスポートのデータページにある機械読み取り部分の文字を読み取れなければ、チップに記録されているデータにアクセスできないシステムです。

米国は2006年10月26日までに、国内のすべてのパスポート発行局で、Eパスポートの発行を開始する予定です。また、ビザ免除プログラム(VWP)参加国についてもすべて、それまでにEパスポートの発行を始めるように求めています。

2006年10月26日以前に発行されたVWPの機械読み取り式パスポートを持っている場合は、通常の有効期限が来るまでは、Eパスポートに取り替える必要はありません。(http://www.cbp.gov/xp/cgov/import/commercial_enforcement/ctpat/fast/)



AP/WWP Photo

自由で安全な貿易(FAST) 国境を越える安全な商業輸送を迅速化するために、米国、メキシコおよびカナダは電子FASTプログラムに参加し、共通のリスク管理の原則、サプライチェーンの安全確保、産業界とのパートナーシップ、商用貨物のスクリーニングと安全確認で利用する先進技術を3カ国で調整しています。

この自発的な官民プログラムにより、警戒レベルが高い最中であっても、低リスクであることが確認済みの参加企業であれば、専用レーンを利用できたり、検査項目が軽減されるため、陸上での貨物の入国手続きが迅速になります。その資格を得るには、トラックは認可を得た運送会社、品物は認可を得た輸入会社のものでなければならず、運転手は有効なFAST商用運転手証明カードを所持していなければなりません。

メキシコでは、商品が認可を得たメーカーが製造したものであること、そして倉庫から仲介業者などの取り扱い業者を経由する間、高度安全対策シール要件を順守することという、さらに2つの条件が加わります。

(http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/content_multi_image/content_multi_image_0021.xml)

機械読み取り式パスポート(MRP) ビザ免除プログラム(VWP)参加国の国民であれば、ビザなしで米国に入国できますが、機械読み取り式パスポート(MRP)が必要です。このパスポートには、パスポート所持者の個人履歴情報が2行に暗号化されて記録されています。税関・国境警備官は電子読み取り機を使って、パスポートの所持者が本人であることをすぐに見分けることができます。

記録されているデータは、パスポートの所持者の名前、性別、生年月日、出生地、パスポート番号、パスポートの発行年月日および失効年月日など、通常のパスポートに印刷されている情報と同じです。

MRPのサイズ、写真の要件、データフィールドの構成は、ICAOの標準規格に準拠しています。

MRPによって、合法的な入国者の入国手続きを手早く処理できる一方で、入国審査官は、暗号化された情報を警察など法執行機関のデータベースと付き合わせることで、潜在的な脅威となり得る人物に、即座に注意を向けることができるのです。



Photo courtesy of the Bureau of Consular Affairs

VWP参加国からの旅行者であっても、VWPの全要件に該当していない方は、ビザなしの入国はできません。入国どころか、MRPを携帯していなければ、米国行き航空機への搭乗も許されない可能性があります。詳しくは<http://japan.usembassy.gov/j/usa/tvisaj-nirgeneral.html>をご覧ください。

あなたのパスポートが機械読み取り式であるかどうか分からない場合は、自国の旅券発行機関に問い合わせてください。
(<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=4499>)

ネクサス・プログラム(NEXUS) カナダ-米国間を頻繁に往復する渡航者の場合、危険性が低いと事前承認を受けた渡航者の陸・空・海路からの出入国手続きを簡素化する目的で設立された既存のNEXUSプログラムへの参加申請を検討すべきです。

申請者は面接を受け、生体認証情報の採取と身元調査が行われます。プログラムへの加入には、両国の承認が必要です。承認が得られれば、NEXUS加入者には、写真付き身分証明カード（IDカード）が発行されます。このカードがあれば専用レーンを使うことができるので、入国審査を手早く済ませることができます。

この自主的プログラムは2002年に導入されました。1回の申請で、米国とカナダ両国の加入承認を受けることができます。しかし、団体旅行者がNEXUS加入者専用レーンを利用する場合は、そのグループの全員がNEXUSプログラムに加入していなければならないという点に注意してください。

(http://www.cbp.gov/xp/xgov/travel/frequent_traveler/)

非移民ビザ(NIV) 観光や商用目的で、または学生として米国への短期滞在を計画している人は、非移民に分類されます。
(<http://uscis.gov/graphics/services/visas.htm#non>)

国家安全保障出入国登録システム(NSEERS) NSEERSは、情報機関の基準に基づき、さまざまな理由で安全保障上の懸念が高いと判断された非移民入国者を対象とする特別登録システムです。

該当する入国者は、定期的に自分の所在地を明らかにして、米国への入国が許可された条件に従って生活をしていること（学生ビザなら授業に出席していること、不法行為に関与していないこと、および／またはビザの期限を過ぎて滞在していないこと）などを証明するため報告しなければなりません。

2001年9月のテロ事件の後、非移民入国者のすべての出入国記録をとるための第一歩として導入されたのがNSEERSです。学生・交流訪問者情報システム(SEVIS)と米国訪問者・移民現況表示技術(US-VISIT)データベースの稼働により、特定の国からの入国者などすべてのグループの入国者について再登録を要求することはなくなりました。ただし、人によっては滞在期間中に、国土安全保障省から登録のための追加面接に出頭するよう求められることがあります。

(<http://www.ice.gov/graphics/specialregistration/index.htm>)

互惠主義 ビザの発行手数料やビザの有効期限など、ビザに関する取り決めの一部は互惠主義に基づいています。つまり、米国は、ビザの発行手数料や制限に関して、相手国が米国国民に課すのと同等の手数料や制限を相手国の国民に課す、ということです。

人的交流の障壁を撤廃するために、各国が協力することがよくあります。例えば、中国と米国は2005年に、適格と判断した留学生や商用目的の渡航者および観光客に対して、入国が無制限の12カ月間有効なビザを発行することで合意しました。それ以前の標準的なビザは、有効期限まで2回の出入国しか認められない、有効期間が6カ月のものでした。

(<http://travel.state.gov/visa/reciprocity/index.htm>)

主要な非移民ビザ

- B-1 短期商用
- B-2 短期観光
- F-1 学生
- F-2 F-1ビザ保有者の配偶者または子ども
- J-1 交流訪問者
- J-2 J-1ビザ保有者の配偶者または子ども
- M-1 専門学生
- M-2 M-1ビザ保有者の配偶者または子ども



AP/WWP Photo by David Maung

旅行者の迅速な審査のための安全な電子ネットワーク(SENTRI) メキシコ・米国間の国境は、世界で最も渡航者の往来が多いところ。1995年には、SENTRIプログラムの一環として、両国の間を頻繁に行き来する旅行者の待ち時間を短縮するために専用レーンを設けました。

2001年の同時テロ事件を受け、SENTRI加入者の数が急増しました。米国政府はこれに対応して、人員の増員、新技術の導入、登録期間の1年から2年への延長など、登録手続きにかかる時間を短縮する措置を講じました。申請者は事前スクリーニングのため、指紋の電子データを提出しなければならず、また申請者本人と家族、車の登録料を払わなければなりません。SENTRI専用レーンを利用するためには、車も、その車に乗る人たちも全員登録していなければなりません。

(http://www.cpb.gov/xp/cgov/travel/frequent_traveler/sentri.xml)

学生・交流訪問者情報システム(SEVIS) 米国への留学生は全員、受け入れ機関を通じて、学生と交流訪問者に関するデータベースであるSEVISに登録しなければ、ビザを取得できません。2002年に書面での登録制から、WEB上で登録できるシステムに切り替えられました。これにより、米国内の教育機関は、留学生、交流訪問者、その扶養家族について、最新のデータを正確に維持することができ、こうした情報を国土安全保障省および国務省にすぐに伝えることができるようになりました。SEVISは国土安全保障省の一部である移民・税関執行局(ICE)によって管理されています。(http://www.ice.gov/graphics/sevis/index.htm)

米国訪問者・移民現況表示技術(US-VISIT) 入国者の生体情報を収集することにより、不正行為の発生率を減らし、犯罪者の入国を防ぐための自動出入国システムです。非移民ビザを所持して入国する14~79歳までの渡航者は全員、人種、出身国、宗教にかかわらず、ビザ免除プログラムで入国する渡航者と同様に、US-VISITプログラムに参加します。



AP/WWP Photo by Gregory Smith

ほとんどの渡航者の場合、このプロセスは自国にある米国領事館でビザ申請の面接を受けているときから始まっています。このとき、一定の規定に沿った顔写真を提出し、両手の人差し指の指紋をスキャナーで採取されます。米国の国境入国地に到着したときに、もう一度、デジタル写真と両手の人差し指の指紋を採取され、記録と照合されます。

さらに、個人識別情報を法執行機関のデータベースと照合し、犯罪歴や偽名の有無を確認し、さらに、その渡航者がテロリスト関連の警戒リストに入っていないかどうかをチェックします。データベースには、盗難や紛失届けのあったパスポートの情報も記録されています。

2004年に115の空港、13の海港、そして交通量が特に多い陸上の国境地点50カ所でUS-VISITプログラムが実施されました。以来、3000万人近くの渡航者がこのプログラムに登録されました。このプログラムを管理する国土安全保障省は、2005年末までにすべての陸上の国境地点にこの入国手続きを導入する計画で、現在、12の空港、2つの海港で同様の出国手続きの試験を行っています。

US-VISITの導入により、すべての人々の安全を確保するだけでなく、入国審査官が合法的な入国者を迅速に見分け、米国に迎え入れることができるようになりました。

ほとんどのメキシコ人とカナダ人は、別の出入国プログラムに参加しており、US-VISITへの登録を免除されています。

(http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/editorial/editorial_0525.xml)

(http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/content_multi_image/content_multi_image_0006.xml)

(http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/editorial/editorial_0435.xml (数カ国語のビデオと冊子))

(US-VISIT ステップ・バイ・ステップ入国ガイド (PDF, 1 ページ, 609KB))

(US-VISIT ステップ・バイ・ステップ出国ガイド (PDF, 1 ページ, 768KB))

ビザ免除プログラム(VWP) ビザ免除プログラムは、米国での滞在期間が90日未満の場合は、ビザがなくても商用や観光目的の渡航者に入国を許可するもので、観光業の促進と米国の同盟国間の渡航を容易にする目的で、1986年に制定されました。ただし、すべての同盟国がVWPに参加しているわけではなく、渡航目的によって、もしくは法的に米国への入国に制限がかけられている場合はVWP参加国の国民全員がプログラムの対象資格を得られるとは限りません。

VWPに加盟しているのは、以下の27カ国です。アンドラ公国、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルネイ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、シンガポール、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス。

メキシコ、カナダおよびバミューダからの渡航者の場合には、ビザがなくても入国できるケースがありますが、その際に採用される法的基準はVWPとは別のものです。VWP渡航者に必要なパスポート条件は、メキシコ、カナダ、バミューダからの渡航者には適用されません。

VWP参加国となるためには、法律で規定された条件を満たす必要があります。とりわけ、米国民に対し、互恵的にビザなし渡航を認めていること、機械読み取り式パスポートを発行していること、パスポートの盗難があった場合に届け出を迅速に行う体制にあること、米国入国ビザの拒否率が3%未満であること、また、当該国からの米国への渡航者のビザ期限切れ後の滞在や、移民関係法違反の割合が低いことなどが挙げられます。加えて、当該国がVWPに参加したために、米国の安全保障上あるいは法執行上の利益が脅かされることがないように、生体認証パスポートを発行し、確固たる文書の安全・国境警備体制、移民管理制度、法執行機関同士の協力体制を米国側に示せなくてはなりません。

VWPによる渡航者は機械読み取り式パスポートの所持が義務付けられており、パスポートの発行日によっては、デジタル化された写真のついた生体認証パスポート、つまりEパスポートの携帯を求められることもあります。VWPによる渡航者は、米国入国前にスクリーニングにかけられ、US-VISITプログラムに登録されます。

(http://www.travel.state.gov/visa/temp/without/without_1990.html#1)

西半球旅行者イニシアティブ 米国への非移民入国者が最も多いのは、米国の北側と南側に位置する隣国、つまりカナダとメキシコです。以前は、カナダ、メキシコ、バミューダ国籍の渡航者は、パスポートなし、ビザなしで米国への入国を許可されました。また、現在とは異なる国境通過プログラムの対象になっていました。

しかし、安全保障上の環境が変化した結果、米国を含む西半球のどの国からの渡航者であっても、米国への入国・再入国には、最終的に、有効なパスポート、または特定の信頼のおける書類の所持が求められることとなります。この新しい規定が、米国とその海外領土の渡航に影響することはありません。

米国とこれら3カ国の間では、旅行者の行き来が非常に多いため、新しい規定は以下のスケジュールに従い、段階的に実施される予定です。

- ・ 2006年12月31日－メキシコ、カナダ、バミューダ、中南米諸国、カリブ海周辺諸国と米国間の船舶、航空機による出入国には、パスポートまたは所定の書類が必要になる。
- ・ 2007年12月31日－西半球諸国から米国への海・空・海路による入国には、パスポートまたは所定の書類が必要になる。

パスポート以外の所定の書類としては、何があるでしょうか。米国は現在、SENTRIやNEXUS、FAST、BCCプログラム（上記参照）の一環として、身分証明カードを発行しています。また、新たな技術を使って、ほかの書類も証明書として使えるようにしようとしています。

以前は社会保障カードと運転免許証が、米国入国の際の身分証明書代わりに使えたのですが、今は使えなくなりましたので、西半球諸国を旅行される方は了承しておいてください。

もう1点留意してもらいたい問題があります。父親か母親いずれか一方、祖父母、または保護者が子どもとともに旅行する場合には、保護監督者であることの証明書、または同道していない親が子どもの出入国を許可していることを示す公証された書簡のいずれかの提示を求められる可能性があります。これは、子どもが誘拐されるのではないかと懸念が国際的に広がっていることを配慮したものです。さらに、18歳に達していない一人きりの旅行者は、親または、保護者が出入国を許可していることを示す手紙を携帯していなければなりません。こうした証拠書類がない場合は、米国の国境入国地で、足止めされることがあるでしょう。

(http://www.cbp.gov/xp/cgov/travel/vacation/kbyg/west_hem_init)

生体認証：眼の色からスキャンまで

「生体認証」は誤解されやすい言葉です。これは単に、自動識別に使われる計測可能な生体的特徴を指します。これまでも、長年にわたり、生体認証の非自動的識別法が先駆的な手だてとして、渡航管理書類に用いられてきました。

早くも1700年代には、客船の乗客名簿に、乗客一人ひとりの年齢、身長、体重、眼の色、身体的特徴、肌の色といった情報を記録していました。1800年代に写真技術、1900年代にはカラー写真が生まれると、身長、体重といった原始的な手法に替わって、写真が旅行者の身元を識別する一般的な手段になりました。

さらに高度な技術の出現により、自動生体認証情報がこれらの先駆的技術に替わって標準的に用いられるようになったことは、何ら驚くべきことではありません。とりわけ、いまは新たな脅威に直面している時代なのですから。



APIWWWP Photo by Chuck Stoodly

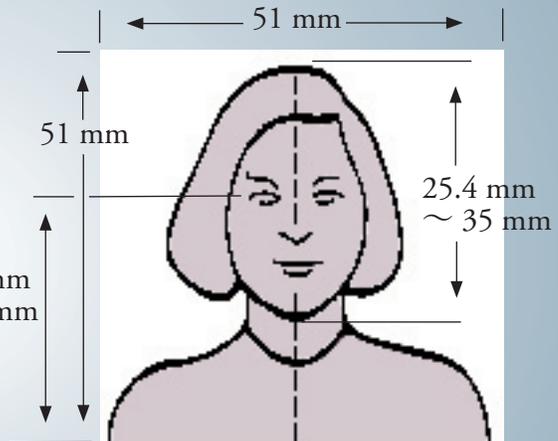
デジタル写真を利用することにより、顔の輪郭や肌の質感などをつかめるようになりました。また、スキャナーで一人ひとり異なる眼の虹彩の模様をつかめるようにもなりました。指の指紋も、スキャナーで採取できるようになったので、インクもローラーも、押捺用のカードも使わずに済むようになりました。単に人差し指2本を、電子読み取り機の上に置くだけで、直ちに身元が確認できるのです。

渡航書類に生体認証技術を利用しようとしているのは、米国に限ったことではありません。欧州連合（EU）や東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国も、すべての人にとって海外旅行がより安全なものになるようにその導入を進めています。
(http://travel.state.gov/visa/immigrants/info/info_1336.html)

ビザ用写真の規定

ビザを申請する際、以下の規定を満たす署名の入っていない写真1枚を、面接のときに持ってきてください。

- 過去6カ月以内に撮影されたもので、原本でなければなりません。コピーしたり、スキャナーを通した写真は受け付けません。
- カラーでも白黒でも構いませんが、陰影は付けなくてください。
- サイズは縦横51ミリの正方形。顔は写真の中央に来るようにし、写っている顔の大きさは、頭頂部から顎までの長さが25.4～35ミリ以内に収まるようにしてください。眼の下から写真の底辺までの長さは28.6～35ミリになるようにしてください。
- 眼をはっきり開け、しっかり前を見据えている状態で顔の正面全体が写るようにし、背景は白かオフホワイトにしてください。
- 医療目的であることを示す証明書がない限り、暗い色の眼鏡をかけないでください。普通の眼鏡をかける場合でも、写真に眼がはっきり写るようにしてください。
- 普段着ている服装で撮影してください。帽子を脱ぎ、顔を覆っているものは外してください。宗教服の場合は例外になることはありますが、たとえ一部でも顔を隠してはいけません。



詳細は、最寄りの米国大使館のウェブサイトをご覧ください。(http://usinfo.state.gov/usinfo/US_Embassies.html)

靴を脱ぎ、腕を広げる？：新渡航規則

あなたが過去数年間のうちに一度でも旅行をしたことがあれば、セキュリティチェックの列に並び、荷物のエックス線検査を受け、同行者とともに何度も身分証明書を取り出し、携帯電話やラップトップのパソコンをケースから出して電源を入れたことがあったでしょう。ポケットから硬貨や鍵を取り出し、靴を脱ぎ、ベルトやアクセサリを外した後、立ったまま両腕を広げてボディチェックを受けることもあったかもしれません。それは、あなたが金属探知機の下を通ったときに警戒音が鳴った原因を突き止めるためのものでしょう。

警告しておきます。このとき、ユーモアのセンスを保つのはいいのですが、冗談を飛ばすのはやめたほうがいいです。

銃、爆弾、カッターナイフ、ハイジャックなど、数千人の罪のない旅行者の死を招いたテロ活動と関連性のあることについての発言は、本気で受け止められます。少なくとも、拘留されることになりまますから、せっかくの旅立ちとしては、幸先の良いものではありません。

一般的には、出発時間の90分から2時間前に出発ロビーに到着するようにしてください。国際線の搭乗者は通常、列に3回並ぶこととなります。1回目は搭乗手続きの際、2回目は預ける荷物の検査、そして3回目はセキュリティチェックの際です。搭乗予定の便に遅れそうでも、セキュリティチェックの一番前に行くことはできません。

自分のため、そして、後ろで待っているほかの人たちのために、プロセスを円滑にするために、以下のヒントを参考にしてください。

- ・ 機内への持ち込みが許可されているもの、禁じられているもののリストを確認してください(http://www.tsa.gov/public/interapp/editorial/editorial_1012.xml)。機内持ち込み用の手荷物の中に入れて運べなかったものでも、預ける荷物の中に入れることが可能なものがあります。もちろん、爪切りまで取り上げられるようなことはありません。
- ・ パスポートと搭乗券は常に取り出せるようにしてください。何度か提示を求められますので、いろいろなものがぎっしり入ったハンドバッグや、機内持ち込みの荷物の底にしまい込まないほうがいいでしょう。
- ・ 国際線に搭乗する際には、服装によって、セキュリティチェックを迅速に済ませられるかどうかが決まります。厚底や金属性の紐が付いた靴は、金属探知機が反応してしまいます。靴を脱ぐように言われることがあるので、その際に、複雑な靴紐、ずらっと並んだ留め金、バックル、またはその他の留め具が付いて、着脱に時間がかかる靴を履いていると、列がなかなか進みません。賢い旅行者なら、スリッポン式の靴を履いています。長時間の国際線のフライトには、その方が楽で便利だからです。
- ・ コートやスーツの上着、ブレザー以外に衣服を脱ぐよう求められることはありませんが、金属のボタンやバックルのついた衣服は探知機

が反応して警報を鳴らしてしまいます。そうなると、ボディチェックをもう一度受けなければならなくなり、ほかの人を待たせてしまうことになります。できるだけ金属性のファスナーの少ない、楽な服装を心がけてください。

- ・ 金属を含むアクセサリや宝石類は取り外さなければならないということ、また硬貨、鍵、携帯電話、その他のかさばるものはポケットから取り出さなければならないことに留意してください。封を切っていないタバコの箱でも警報が鳴る場合があります。身に着けたものを外したり、また着けたり、ポケットをひとつずつ探って中の物を取り出し、また戻したりしていれば、時間がかかります。服装には気をつけてください。ポケットの中にあれこれ入れている場合には、透明のビニール袋にそれらをひとまとめにし、検査の際、一度にすぐ取り出せるようにしてください。そうすれば、自分の体を何度もたたいている間に、ほかの旅行者が時計を気にしながら待たされるようなことはなくなります。もっと良い方法は、そのビニール袋を機内持ち込み

用手荷物に入れて、セキュリティチェックが終わった後で、取り出すという方法です。

- ・ 宝飾品、現金、カメラ、ラップトップ・コンピューターなどの貴重品や壊れやすいものは機内に持ち込み用手荷物に入れるようにしてください。ラップトップ・コンピューターを携帯する場合は、検査官の前でケースから取り出して電源を入れなければならないことを覚えておいてください。他の電子機器についても同じことを指示される場合があります。

- ・ 現像前の写真フィルムはすべて、機内持ち込み用手荷物に入れてください。預ける荷物に入れると、検査機器のスクリーニングの際にフィルムが傷んでしまう可能性があります。また、

セキュリティチェックを待っている間に、スーツケースの中のフィルムを探して取り出そうとして、検査の進行を妨げないでください。

- ・ 包装した贈り物を荷物に入れたい、包装した贈り物をセキュリティチェックの場所に持ってこないでください。このようなことをすると、さらに検査を受けるために、列とは別の場所に連れて行かれることになります。常識を働かせてください。おばさんへのお土産に素敵なナイフのセットを買ったとしましょう。その場合は、包装せずに、機内持ち込み用手荷物ではなく、預ける荷物の中に入れてください。セキュリティチェックの場所で没収されたものは戻ってきません。おばさんを悲しませたくないですよ。
- ・ 荷物を鍵をかけたい場合は、運輸保安局(TSA)認証のロックを利用してください

(http://www.tsa.gov/public/interapp/editorial/editorial_multi_image_with_table_0234.xml)。そうしないと、目的地に到着したときに、ファスナーが壊されている可能性があります。預けた荷物は、搭乗機に載せる前に再度、無作為に検査をすることがあります。あなたの荷物がたまたま選ばれたら、中身の確認をするために開けられてしまいます。自由に荷物の安全確認ができるような状態にしておくことが肝心です。



AP/WIDE World Photo by Stewart F. House

ビザ申請窓口の内側から

ジョン・ピチョウスキ
在エジプト米国大使館 ビザ審査官

ビザ発行のための面接は、窓口を挟んで向かい合う両者にとって、それぞれストレスを感じる経験です。なぜ、そのようなことを知っているかという、私自身が、世界最大規模の大使館である在エジプト米国大使館のビザ審査官だからです。審査官として私は、留学や商用、または観光の目的で米国への入国を希望する人たちを面接して、非移民ビザを発行するかどうかの判断をする仕事をしています。



Photo Courtesy of U.S. Embassy Cairo

平均的な週には、300人を超えるビザ申請者に対応します。そのほとんどは、エジプト人かスーダン人です。

しかし、私の仕事はそれだけではありません。持ち回りの当直職員として、エジプトに滞在する米国人が緊急に支援が必要な場合には、これを助ける仕事も務めています。

領事担当官には審査を行う時間が限られていることを理解していれば、ビザ取得の面接はずっと楽になります。面接前のちょっとした準備が大いに役立ちます。渡航目的や、費用の支払方法、自国との重要なつながりを証明するものなど、各自のケースに関連する情報を前もって用意しておけば、時間を無駄にせず、あれこれ心配しないで済みます。このような資料を面接に持参することが、とても重要です。

申請者の皆さんには正直に、そして率直に質問に答えていただきたいと思います。そして、質問が聞き取れなかった場合には、もう一度お願いしますと遠慮せず領事担当官に言ってください。私のアラビア語の発音が完璧ではないことは承知していますし、思っていることを、正確な言葉で表現できないこともあります。ですから、質問を繰り返すことは一向に構いません。

申請者が提出した書類に目を通し、面接を行った後は、それぞれのケースについて、米国の移民法に照らして判断することが求められます。私の判断は、米国法を遵守したものでなければな

りません。ほとんどの非移民ビザの場合、非合法的な入国を防ぐため、米国以外の居住地とのつながりが強いことを申請者が証明しているかどうかを検査します。この要件は、世界中のビザ申請者に対して適用されません。従って、申請者の方は面接の前に、この要件を満たすにはどうしたらよいかをよく考えてください。

ほとんどの場合は、申請者にビザを発行することができます。しかし、時折、申請を却下しなければならないときがあります。米国を訪れたいと強く願う気持ちが分かるだけに、却下の判断を下すのはいつも難しいと感じています。

エジプトにおける最大の誤解のひとつは、2001年の同時多発テロ事件以降、領事担当官はひげの生えたイスラム教徒の男性や、ヒジャブをまとった女性の申請を、日常的に却下し始めたと思われていることです。これは事実と反します。

テロ事件により、ビザの安全性を高めるために、申請者全員に面接を義務付ける、スキャナーで指紋を採取するなど、ビザ発給手続きが一部変わりました。しかし、テロ攻撃といえども、合法的な方法で入国する人々に門戸を開こうという、わが国の基本的な誇りや信念を変えることはできませんでした。

大多数の同僚と同じく、私も、旅行、外国語の学習、海外滞在、そして様々な生活様式の人々と出会うことが好きなので、外交官になりました。妻も私も、千本にも及ぶミナレット(モスクの尖塔)があり、すばらしい歴史と文化に恵まれた都市である、エジプトの首都カイロに来て、素晴らしい人々と一緒に働けることは、幸運だと考えています。

エジプトでの日々は、特別な思い出深い人生の1ページとなるでしょう。そして、私が審査して発行したビザが、エジプト人の皆さんが私の国を訪れ、同じように感じてくれることの一助になれば幸いです。

国境警備官：国境警備と 渡航者歓迎の最前線

キャスリーン・フォーズ
米国国土安全保障省
ワシントン税関
税関・国境警備官

私はキャスリーン・フォーズといいます。ワシントンDC郊外にあるワシントン・ダレス国際空港のワシントン税関・国境警備官(CBPO)です。

私に対応する渡航者は、1日平均200~300人です。身分は千差万別で、多くが興味深い経歴や米国への渡航目的を持っています。

すべての渡航者に対して尋ねる質問の中に、渡航目的があります。私は、米国の学校に留学中の子ども、もしくは、永住者となり、今では子どももいる息子や娘に会いに来たという多くの両親に出会いました。

ある夫婦は、大学に留学中の息子さんに会いに米国に来たというのでした。滞在期間を尋ねると2週間ぐらいとの返事でした。そのすぐ後、女性のほうが笑いながら、2週間もたたないうちに息子に追い返されなければね、と言ったのです。私自身も母親ですから、彼女の言っている意味がすぐにわかり、どの母親も同じ経験をするものだと、一緒に笑ったものでした。

第2次世界大戦の米国の退役軍人たちを訪問するために、英国からやってきた渡航者もいました。その人が子どものころ、英国にある自分の親の農場に、その米兵たちの乗った飛行機が墜落したことがあったのだそうです。その兵士たちは何年もの間、その農場で再会の集いを開いていたそうですが、退役軍人たちが年を取り、英国まで旅することが難しくなってきたので、今度はその人がその再会の集いのために米国を訪れた、とのことでした。

私は特に、初めて米国にやって来た子どもたちと話をするのが好きです。ワシントンDC地区の観光地を訪れるためにやって来た子どもたちが、真っ先に何を見たいと思っているのかを知りたいと思っています。ある小さな男の子は、自分は航空宇宙博物館に行きたいと言った後で、こう付け加えました。「でも、妹は



Photo Courtesy of Department of Homeland Security

トイザラスを見たいんだって」

大勢の、様々な経歴の人たちと会うのは楽しいのですが、私には、CBPOとして、アメリカの国境を守る使命があります。我々は最前線におり、米国法を執行し、テロリストやテロの手段から米国民を守るのが私たちの責務です。

ワシントン税関では、1日当たり約42便の国際線で世界中からやってくる人々の入国を審査します。米国からの出国であれ、米国への入国であれ、搭乗者が適正な文書を所持しているかを確認する責任があります。一度に到着する乗客が多く、また、乗り換え便の利用者も多いので、比較的手早くこなしていかなければなりません。

短時間で、その人が本人であること、適正文書を所持していること、そしてわが国に物理的・経済的な危害を加えない人物であること、などを確認しなければなりません。

新しい保安手続きは、そうした作業の手助けになります。私たちはパスポート、写真、ビザをいくつかのデータベースと照合して、それらが盗難に遭ったり、改ざんされたものではないことを確認し、搭乗者の指紋をスキャナーで採取して、パスポートにあるデジタル指紋と照合します。そして、いくつか質問をして、入国資格があるかどうかを判断するのです。

最近の渡航者の大部分は、米国民と渡航者の安全強化を図り、合法的な海外旅行や国際取引をよりスムーズに行えるようにし、わが国の移民管理制度の整合性を確保し、旅行者のプライバシーを守るために実施した、米国訪問者・移民現況表示技術(US-VISIT)プログラムについて、聞いたことがあるようです。

一般的な取り決めとして、14歳から79歳までの入国者全員についてUS-VISITプログラムに登録します。この作業には、デジタ

ル・スキャナーを使って両手の人差し指の指紋を電子的に採取したり、写真を撮ることも含まれます。これは短時間ですむので、入国審査の時間が長くなることはほとんどありません。この手続きに渡航者は急速に慣れてきていて、ほとんどの人が、これが安全を守るために重要措置であることを理解してくれています。通常、このプロセスに不満をこぼす渡航者は14歳未満の子供たちで、指紋も取られず、写真も撮られないので、がっかりするのです。よほど楽しいことのように見えるのでしょう。

税関・国境警備官は全員、米国の入国を許可したり却下したりする権限を持つという点で、そして、法的に適格な入国者を最初に迎える役目を果たすという点で、非常に重い責任を負っています。そして、私たちは誇りを持って、この仕事をしています。

数字でみる米国への渡航

2004年のビザ取得率

米国ビザ（世界全体）	75%
学生ビザ	80%

2004年の渡航者数

商用目的	460万人
海外からの渡航者	4600万人

2005年上半期入国者数の 前年同期比増加率



2004年6月から2005年6月までに米国への渡航者数が2桁増となった国々

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、フランス、イタリア、メキシコ、オランダ、韓国、スペイン、スウェーデン

2004年の入国者数

最多月	7月	330万人
最少月	2月	210万人

（出典：米国商務省）

誰もが何らかの関心を見つけられる国

米国を訪れる毎年数百万人も観光客は、米国の国土は広く、有名な観光地と観光地の間は何千マイルも離れていることにすぐ気がつきます。1回の訪問で、あるいはたとえ数回訪れても、すべてを見るのは不可能です。ですから、事前の計画が不可欠です。

国営の観光局はありませんが、米国旅行産業協会(<http://www.seeamerica.org>)やそれぞれの州が、お勧めの観光地や、レクリエーションに関する情報を幅広く提供しています(<http://www.statelocalgov.net/50states-tourism.cfm>)。旅行代理店、ロードサービス団体、ホテル、その他の企業も観光情報を提供しており、インターネット上にウェブサイトが置かれていることもあります。

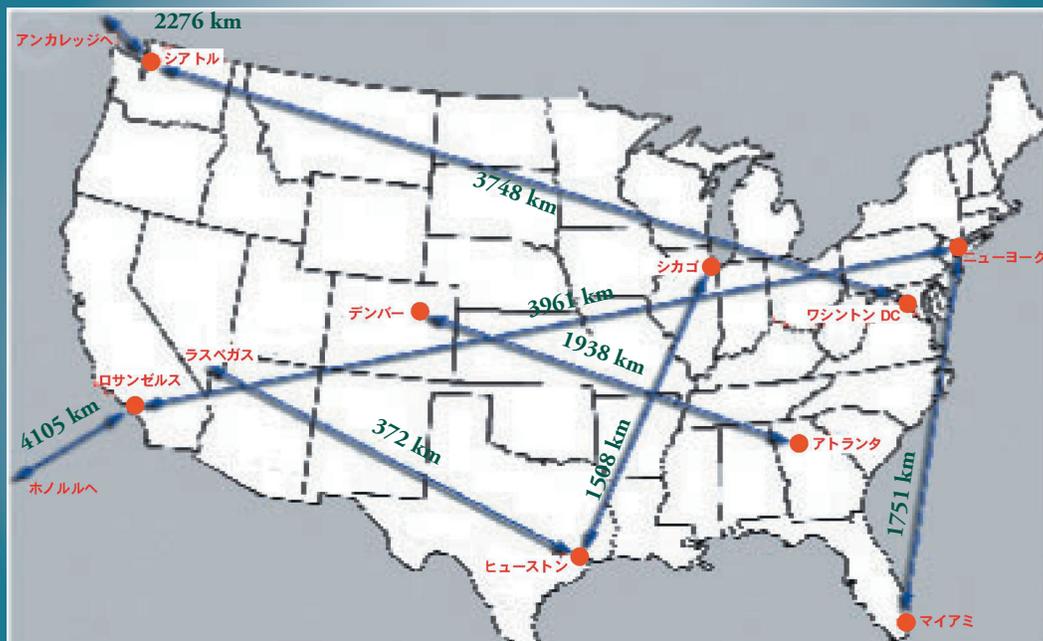
休日の過ごし方はさまざまです。例えば、フロリダ州のマイアミやカリフォルニア州のサンフランシスコのような1つの都市とその近郊に落ち着いて過ごすか、あるいは、ニューイングランドや中西部北部の五大湖のような特定の地域を見て回るか、またはワイオミング州のグランドテトン国立公園やミズーリ州のオザーク国立風致河川区など、特定の観光地に滞在するか、などいろいろな方法があります。

次の2つの小論では、さらに別の休日の過ごし方を提案します。ピアニストであり、数々の賞を受賞した音楽史専門家のジョン・エドワード・ハッセ博士が、米国の音楽遺産を巡る旅を提案します。それに続き、フェア、農場、ブドウ園、歴史の再現、米国特有のちょっと変わった楽しみ、スポーツイベントなど、その他の観光の選択肢をフォトストーリーで紹介します。

米国は国民も地理も多様なので、誰もが何らかの関心を見つけることができます。

好き嫌いはいずれあるでしょうが、何か興味を引くことがきっと見つかります。どこに行こうと、率直で、心の広い、温かなもてなしの心をもつ人々に出会えます。

広大な国、米国



米国は大きな国です。米国旅行を計画するときは、人気の高い観光地の多くはそれぞれ遠く離れていることに配慮してください。この地図は、主要都市の間の直線距離をキロメートル単位で示しています。車で移動するルートだと、これよりかなり長くなるでしょう。

米国の音楽ツアー

ジョン・エドワード・ハッセ博士
国立アメリカ歴史博物館米国音楽学芸員

米国訪問では、大都市を訪ね歩く、国立公園をハイキングする、有名な記念碑を見学する、などいろいろな計画を立てることが出来ます。この小論でジョン・ハッセ博士は、さらにユニークな方法を提案してくれます。それは、国内のどの地域にもある、さまざまな音楽の殿堂を訪ねることにより、米国を探訪するというものです。

米国を1度も訪れたことのない人たちでも、米国の音楽には親しんでいると思います。米国は、国家としての230年近い歴史を通じて、膨大な量の独創的な音楽を生み出してきました。その多様性、活力、創造性、そして芸術性には、驚異的なものがあります。とても素朴なバンジョー音楽や田舎のダンスから、心に残るロバート・ジョンソンのブルースや、チャーリー・パーカーの鮮やかで見事なジャズの技巧まで、米国の音楽は、米国が世界の文化に対して行った最大の貢献のひとつです。

これまでに、米国ほど活気に満ちた影響力のある音楽様式を豊富に生み出した国はほかにない、と言っていいと思います。米国の音楽は、米国民のエネルギー、多様性、精神、そして創造性を反映しています。英語が分からない人でも、アレサ・フランクリンの声のパワー、ハンク・ウィリアムズの哀愁、ルイ・アームストロングが振りまく「生きる喜び」、ジョニー・キャッシュの率直さ、エラ・フィッツジェラルドの妙技、そしてエルビス・プレスリーのエネルギーなどを理解することができます。

このようなミュージシャンの音楽は、レコード、テープやCD、音楽ダウンロード、インターネットラジオ、ボイス・オブ・アメリカ（VOA）放送、テレビ、ビデオなどで世界中の人々が聴くことができます。しかし、こうした音楽を本当に理解するためには、その音楽が生まれ、進化し、保存されている土地を訪れるのが一番なのです。

本稿では、米国各地にある音楽博物館や殿堂を概観して、ほかにはないような米国ツアーを旅行者に提案します。ただし、サルサやマリアッチのように、比較的新しい移民によって持ち込まれた音楽の伝統や、グランジ、ラップ、ヒップホップのような近年米国で発生した音楽様式の場合は、まだ専門の博物館や史跡がないものもあります。しかし、そうした音楽も、ナイトクラブやフ

ェスティバルで聞くことができますし、ワールドワイド・ウェブを検索することによって、容易に探し出すことができます。ナイトクラブは目がまわるような速さで開店したり閉店したりしており、フェスティバルも次から次へと絶えず新しいものが生まれているので、ここでは、今後長期にわたって存続する可能性の高いものを、重点的に取り上げてみました。

ジャズ 米国で生まれた、最も重要で強い影響力を持つ、革新的な音楽です。ルイジアナ州ニューオーリンズが、その発祥の地として広く知られています。おそらくニューヨーク市を唯一の例外として、ニューオーリンズほどジャズ愛好家が多く訪れる町はないと思われます。しかし、不幸なことに2005年8月29日にハリケーン・カトリーナが上陸して、クレセントシティー（ニューオーリンズのアリネ）が壊滅的な打撃を受けたため、世界のジャズ愛好家たちにとっては、ニューオーリンズの復興に関するニュースに注意を払う日々が続くそうです。



AP/WWP Photo by Jennifer Szymaszek
トランペットを演奏する巨匠ウィントン・マーサリス。彼は、ジャズ・アット・リンカーンセンターの芸術監督でもあります

ニューオーリンズの住民とジャズ愛好家は、フレンチクォーターとプリザベーションホールの再開を心待ちにし

ています。プリザベーションホール(<http://www.preservationhall.com>)は、飾り気のない木造の2部屋の建物で、1961年以来、伝統的なニューオーリンズ・サウンドの殿堂のような存在になっています。このほかにも、水害からの復活を待たねばならないニューオーリンズの名所には、ルイ・アームストロングやビックス・バスターフィールドなど初期のジャズの大家が演奏した楽器が展示されているルイジアナ州立博物館のジャズ展示室(<http://lsm.crt.state.la.us/site/>)や、ガイドなしウォーキングツアーやその他の案内サービスの再開が待たれる、ノースピーターズ・ストリートのニューオーリンズ・ジャズ国立歴史公園観光案内所(<http://www.nps.gov/jazz>)などがあります。

1920年代および1930年代には、ミズーリ州カンザスシティがジャズを中心地であり、カウント・ベイシー、チャーリー・パーカー、メアリー・ルー・ウィリアムズや、その他の偉大なジャズメンたちが、この町で演奏しました。18丁目とバイン・ストリートを中心とする旧ジャズ街には、アメリカ・ジャズ博物館(<http://www.americanjazzmuseum.com>)や歴史的なジェム劇場があり、これぞジャズ、という雰囲気浸ることが出来ます。



AP/WWP Photo by Amanda Bicknell
楽しそうに演奏するブルース・ギタリストのW・C・クラーク

ニューヨーク市では、ビレッジバンガード(<http://www.villagevanguard.net/frames.htm>)、ブルーノート(<http://www.bluenote.net>)、バードランド(<http://www.birdlandjazz.com>)など、市内各地の歴史的なナイトクラブで、あらゆる時代のジャズを聞くことができます。ハーレムのアポロシアター(<http://www.apollotheater.com>)や、57丁目と7番街の角にあるカーネギーホール(<http://www.carnegiehall.org>)では、数々の偉大なジャズ・アーティストが演奏してきました。ニューヨークで最も新しいジャズの殿堂は、総工費1億3000万ドルをかけて2004年10月にオープンした、ジャズ・アット・リンカーンセンター(<http://www.jazzatlincolncenter.org>)です。ここには、1200人収容のコンサートホールのほかに、セントラルパークを見下ろす素晴らしい眺めのホール(400人収容)、そして140人収容のナイトクラブ「ディーズクラブ・コカ・コーラ」があります。

クイーンズ地区には、米国のジャズ・ミュージシャンの中で最も影響力が強かった「サッチモ」ことルイ・アームストロング(1901~71年)の家、ルイ・アームストロング・ハウス(<http://www.satchmo.net>)があり、ツアーや小さなギフトショップもあります。

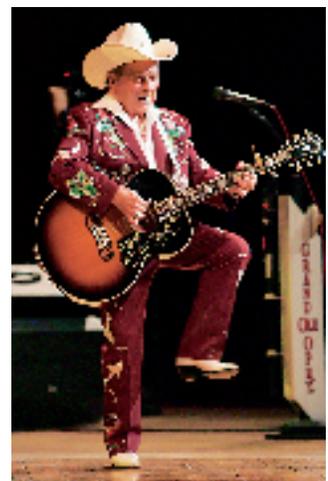
ラグタイム シンコペーションを多用した独特のピアノ音楽で、ジャズのルーツのひとつです。「ラグタイム作曲家の王様」と言われるスコット・ジョプリンの作品が、ミズーリ州セダリア市のステートフェア・コミュニティーカレッジに展示されています。ジョプリンは、セダリアで、有名な「メープルリーフ・ラグ」を作曲しました。ここでは毎年、スコット・ジョプリン・ラグタイム・フェスティバルが開催されています。またセダリアよりかなり規模が大きい都市であるセントルイス市には、州の史跡となっているスコット・ジョプリン・ハウス(<http://www.mostateparks.com/scottjoplin.htm>)があります。

ブルース 12小節で構成されるブルースは、米国で生まれた唯一の音楽形式と言えます。そして、一般に、ミシシッピ州がブルース発祥の地とされています。確かにミシシッピ州は、チャーリー・パットン、ロバート・ジョンソン、ハウリン・ウルフ、マディ・ウォーターズ、B・B・キングなど、偉大なブルース・ミュージシャンを多数輩出しており、その大半は、テネシー州メンフィス市から、南のミシシッピ州ビックスバーク市まで320キロメートルにわたって続く、ミシシッピ・デルタと呼ばれる広大なはんらん原地帯の出身です。ミシシッピ州のこの地域には、クラークスデール市のデルタブルース博物館(<http://www.deltabluesmuseum.org>)、

ロビンソンビル市のブルースと伝説の殿堂博物館(<http://www.bluesmuseum.org>)、そしてリーランド市のハイウエイ61ブルース博物館(<http://www.highway61blues.com>)という、中規模の3つのブルース博物館が自慢の種です。

高速道路61号線(ハイウエイ61)は、ブルースハイウエイとも言うべき道路で、ブルースミュージシャンたちは、この道路を通してミシシッピ州から北のテネシー州メンフィスに向かいました。メンフィスには、「セントルイスブルース」や「メンフィスブルース」を作曲したW・C・ハンディーの彫像が、有名なビールストリート(<http://www.bealestreet.com>)に建っています。また、B・B・キングのブルースクラブ(<http://www.bbkingclubs.com>)があるのも、ここメンフィスです。

ブルーグラスミュージック シンコペーションを使った、弦楽器バンドによる音楽で、米国東部アパラチア山脈の辺りな丘陵地帯や盆地で生まれましたが、都会の人たちの間でも愛好されるようになりました。ケンタッキー州オーウェンズボロ市に国際ブルーグラスミュージック博物館(<http://www.bluegrass-museum.org>)があるほか、これより規模は小さいものの、インディアナ州ビーンブロッサム市に、ビル・モンローのブルーグラスの殿堂(<http://www.beanblossom.com>)があります。バージニア州では、州南西部の景観地帯の400キロメートルに及ぶ道路が、「クルキッド・ロードーバージニア・ミュージック・ヘリテージ・トレール(曲がりくねった道ーバージニアの音楽遺産の道)」(<http://www.thecrookedroad.org/>)と新たに指定されました。このルート沿



AP/WWP Photo by John Russell
リトル・ジミー・ディケンズは、グランド・オール・オプリーの伝説の奏者の1人です

いに、ラルフ・スタンリー博物館、カーター・ファミリー・ワールド、ブルーリッジ・ミュージック・センター、そしてカントリーミュージック生誕の地博物館などの名所があります。

カントリーミュージック テネシー州ナッシュビル市は、長年にわたってカントリーミュージックの中心地となっており、有名なグランド・オール・オプリー (<http://www.opry.com>)や、素晴らしいカントリーミュージックの殿堂 (<http://www.countrymusichalloffame.com>)などがあります。グランド・オール・オプリーでは、史上最長寿のラジオ生放送番組が今も収録されており、毎週金曜と土曜の夜にはさまざまなカントリーミュージックが演奏されます。カントリーミュージックの殿堂の常設展示「シング・ミー・バック・ホームカントリーミュージックの歴史の旅」では、カントリーミュージックの歴史を物語る衣装、記念品、楽器、写真、原稿などの豊富なコレクションを見ることができます。

その近くには、エルビス・プレスリーやチェット・アトキンズなどのスターがレコーディングをしたRCAスタジオB、またカントリーのトップスターのポスターを制作してきた、米国最古の活版印刷所のひとつであるハッチ・ショー・プリントもあります。



AP/WWP Photo
1973年当時のエルビス・プレスリーの公演風景

このほか、ナッシュビルには、当初グランド・オール・オプリーのラジオ番組収録が行われていたライマン公会堂 (<http://www.ryman.com>)や、有望な新進ソングライターの活躍の場として全米でも有名なブルーバードカフェ (<http://www.bluebirdcafe.com>)をはじめとする、数々のナイトスポットがあります。ミシシッピ州メリデ

イアン市のジミー・ロジャーズ博物館 (<http://www.jimmierodgers.com>)では、カントリーミュージックの元祖の1人であるジミー・ロジャーズをたたえる展示を見ることができます。

ロック、リズム&ブルース、ソウル ロックンロールは、米国と世界を揺り動かし、誕生から50年以上を経た現在も、世界中の何億人もの人々を魅了し、しびれさせています。テネシー州メンフィスには、エルビス・プレスリーの、俗っぽいけれども面白い邸宅、グレースランド (<http://www.elvis.com>)があります。また、プレスリーが初めてレコーディングをし、その後も著名なミュージシャンたちがレコーディングに使ったサン・スタジオ (<http://www.sunstudio.com>)や、スタックス、ハイ、アトランティックの各レコード会社、そしてメンフィスやマッスル・ショールズの音楽をテーマとするスタックス・アメリカン・ソウル博物館 (<http://www.staxmuseum.com>)などもあります。

メンフィス・ロック・アンド・ソウル博物館 (<http://www.memphisrocknsoul.org>)では、1920年代から1980年代までのメンフィスの歴史を、W・C・ハンディーからエルビス、ブッカーティナー・アンド・ザ・エムジーズに至る、ブルース、ロック、ソウルの音楽で振り返る、スミソニアンの見事な展示が見られます。

メンフィス・ロック・アンド・ソウル博物館 (<http://www.memphisrocknsoul.org>)では、1920年代から1980年代までのメンフィスの歴史を、W・C・ハンディーからエルビス、ブッカーティナー・アンド・ザ・エムジーズに至る、ブルース、ロック、ソウルの音楽で振り返る、スミソニアンの見事な展示が見られます。

ミシガン州デトロイト市のモータウン歴史博物館 (<http://www.motownmuseum.com>)には、シュプリームズ、テンプテーション



AP/WWP Photo by Edward Stapel

ニューポート・フォーク・フェスティバルで歌うエミルー・ハリス

ズ、スティービー・ワンダー、マービン・ゲイ、アレサ・フランクリンをはじめ、モータウン・レコードでレコーディングしたソウルシンガーの思い出の品々が展示されています。

バディー・ホリーの熱狂的なファンには、テキサス州ラボック市のバディ・ホリー・センター (<http://www.buddyhollycenter.org>)も見逃せません。

オハイオ州クリーブランド市の「ロックンロールの殿堂」 (<http://www.rockhall.com>)は、著名な中国系米国人建築家I・M・ペイの設計した目を見張るような素晴らしい建物に、ロックンロール関係の展示品やオーディオ・ビジュアルのサンプルを多数収めた、巨大な施設です。また、ワシントン州シアトル市のエクスペリエンス・ミュージック・プロジェクト (<http://www.emplive.org>)は、フランク・ゲリーが建物を設計した、ユニークなインタラクティブ（双方向型）博物館で、ポピュラー音楽とロックをテーマにしています。

フォークミュージック 世界中のほぼどの国にも、その国固有の音楽があり、ヨーロッパや米国では、しばしば「フォークミュージック」と呼ばれます。フォークミュージックは、人から人へと口

承されます。つまり、楽譜を使わずに耳で伝えるのです。フォークの歌や器楽曲の起源は、おおむね謎に包まれていて、また演奏する人の耳、声、指、感性によって、同じ曲でもバリエーションがいくつも生まれます。フォークミュージックの生演奏を楽しむ最も手軽な方法は、米国各地で開かれるさまざまなフォークミュージック・フェスティバルに足を運ぶことです。中でも最も大規模なフェスティバルは、ワシントンD.C.のナショナルモールで毎年6月と7月に開かれるスミソニアン・フォークライフ・フェスティバル(<http://www.folklife.si.edu>)です。2006年には、40回目を迎えます。

ラテン音楽 言うまでもなく、米国は、移民から成る「新世界」の国です。米国にやってくる新しい民族グループは、それぞれの伝統音楽を持ち込み、それが異国の地で根を下ろす際に、必然的に変化し、進化を続けます。現在、米国の最大の少数民族グループはヒスパニックであり、彼らは数々の音楽的伝統を実践しています。

トランペット、バイオリン、ギター、ビウエラ、そしてギタロンのアンサンブルで演奏するメキシコのマリアッチは、米国西部のさまざまな場所で聞くことができます。ロサンゼルス市のウィルシャー・ブルバード2501番地にある「ラ・フォンダ・デ・ロス・カンペロス」は、1969年にマリアッチ・ディナー・シアターの先駆けとなったレストランで、マリアッチの殿堂に最も近い存在です。バンドリーダー兼バイオリン奏者のナティ・カーノは、民族・伝統芸術の米国政府が授与する最高峰の賞を受賞しています。彼が生んだマリアッチ・ディナー・シアターのアイデア



AP/WWP Photo by JPat Carter
ニューオーリンズ・ジャズ・アンド・ヘリテージ・フェスティバルで演奏するザイデコ・ニューブリード・バンドのJ・ポール・ジュニア



AP/WWP Photo by Reed Saxon
オハイオ州クリーブランドの「ロックンロールの殿堂」

は、アリゾナ州トゥーソン、ニューメキシコ州サンタフェ、テキサス州サンアントニオなどの各都市にも広がっています。

活気のあるダンス音楽サルサは、キューバやプエルトリコからの移民がニューヨーク市にもたらしたもので、ニューヨークやマイアミのような国際色豊かな都市のナイトクラブで演奏され、人々が音楽に合わせて踊っています。ワシントンD.C.のスミソニアン国立アメリカ歴史博物館で2005年に開催された「アズカー！ セリア・クルスの人生と音楽」という展示は、キャリアの大半を米国で過ごしたサルサの女王を紹介するものです。展示内容はインターネット(<http://www.americanhistory.si.edu/celiacruz/>)で見ることができます。

ケイジャン音楽 ルイジアナ州ユーニス市（ニューオーリンズから車で西へ約3時間）のプレーリー・アカディアン文化センター(<http://www.nps.gov/jela/pphtml/facilities.html>)では、1750年代にカナダを追放されて移住してきたアカディア人（ケイジャン＝フランス系カナダ人）の歴史と、独自のフランス語の音楽と文化を学ぶことができます。また、近くにあるリパティエ劇場では、ケイジャンやザイデコ（黒人ダンス音楽）のバンド、一幕のミュージカル、ケイジャンのユーモア作家が登場する2時間のラジオ番組「ケイジャンとのランデブー」の生放送が、毎週土曜日に行われています。このほか、ユーニスには「ケイジャン音楽の殿堂」(<http://www.cajunfrenchmusic.org>)があり、またルイジアナ州立大学ユーニス校は、現代のクレオール、ザイデコ、およびケイジャンのミュージシャンを紹介するウェブサイト(<http://www.nps.gov/jela/Preirieacadianculturalcenter.htm>)を運営しています。

ミュージカル音楽とクラシック 米国の音楽ツアーを完結するには、さらに2つのすばらしい音楽ジャンルに触れないわけにはいきません。それは、ミュージカル音楽とクラシックです。クラシックはヨーロッパで生まれましたが、米国生まれのアーロン・コープランドやレナード・バーンスタインといった作曲家が、クラシックのジャンルに生き生きとした米国スタイルを持ち込みました。ニューヨーク市のリンカーンセンター(<http://www.lincolncenter.org/index2.asp>)と長い歴史を持つカーネギーホール(<http://www.carnegiehall.org/jsps/intro.jsp>)は、クラシック音楽を上演する最も有名な劇場ですが、全米の至る所ですばらしいオーケストラの演奏を鑑賞することができます。(<http://www.findaconcert.com/>)

ミュージカル・ファンにとっては、ブロードウェイこそ米国のライブ劇場の殿堂です。ブロードウェイは、ニューヨークで最も有名な通りの名前ですが、劇場のネオンが光る「グレイト・ホワイト・ウェー（偉大な光り輝く道）」としても知られる、12ブロックにわたる劇場街の一角も指します。ブロードウェイのミュージカルは、1年を通じて各地の劇場で再演されています。

楽器 ニューヨーク市のメトロポリタン美術館 (http://www.metmuseum.org/Works_of_Art/department.asp?dep=18)は、珍しい楽器を芸術品として展示しています。ワシントンDCのスミソニアン国立アメリカ歴史博物館には、珍しい装飾付きのストラディバリウスの弦楽器、ピアノ、ハープシコード、ギターなどの楽器や、伝説のジャズ奏者エラ・フィッツジェラルドとデューク・エリントン関連の展示があります。

カリフォルニア州サンディエゴ市に近いカールズバッド市のミュージアム・オブ・メーカー・ミュージック (<http://www.museumofmakingmusic.org>)には、500を超える楽器や、双方向型のオーディオおよびビデオサンプルが展示されています。ロサンゼルス市郊外のコロナにあるフェンダー音楽芸術博物館 (<http://www.fendermuseum.com>)には、50年に及ぶフェンダー社製ギターの歴史に関する展示があります。

グレートプレーンズにあるサウスダコタ州バーミリオン市の国立音楽博物館 (<http://www.usd.edu/smm>)は、750もの楽器を展示しています。

このように、米国のどこを訪れても、米国人は、ジャズであれ、ブルースであれ、カントリーウェスタンであれ、ロックンロールであれ、その他の音楽であれ、「自分たちの」音楽を愛していること、その音楽を米国を訪れる人たちと分かち合おうとしていることが分かるでしょう。米国のあらゆる地域を旅すれば、楽しみながらこの国について学ぶことができます。

参考文献

Bird, Christiane. *The Da Capo Jazz and Blues Lover's Guide to the U.S.* 3rd Ed. New York: Da Capo Press, 2001.

Cheseborough, Steve. *Blues Traveling: The Holy Sites of Delta Blues.* 2nd Ed. Jackson: University Press of Mississippi, 2004.

Clynes, Tom. *Music Festivals from Bach to Blues: A Traveler's Guide.* Canton, MI: Visible Ink Press, 1996.

Dollar, Steve. *Jazz Guide: New York City.* New York: The Little Bookroom, 2003.

Fussell, Fred C. *Blue Ridge Music Trails.* Chapel Hill and London: University of North Carolina Press, 2003.

Knight, Richard. *The Blues Highway: New Orleans to Chicago: A Travel and Music Guide.* Hindhead, Surrey, UK: Trailblazer Publications, 2003.

Millard, Bob. *Music City USA: The Country Music Lover's Travel Guide to Nashville and Tennessee.* New York: Perennial, 1993.

Unterberger, Richie. *Music USA: The Rough Guide.* London: The Rough Guides, 1999.



ジョン・エドワード・ハッセ博士は、音楽史家、ピアニストであるとともに、著述家として賞を受けており、レコードプロデューサーでもあります。現在、スミソニアンの国立アメリカ歴史博物館の米国音楽学芸員。同博物館で、スミソニアン・ジャズ・マスターワークス・オーケストラを結成し、国際ジャズ鑑賞月間を創設しました。著書に *Beyond Category: The Life and Genius of Duke Ellington*、編書に *Jazz: The First Century*があるほか、本とディスク3枚のセット *The Classic Hoagy Carmichael*の著者兼プロデューサーとして、グラミー賞2部門にノミネートされました。米国内および世界各地で、米国音楽についての講演を行っています。

米国の宝

映画やテレビのおかげで、大都市の空をバックに林立するビル群、首都ワシントンD.C.の白い大理石の記念碑、西部の平原や高山がある「カウボーイ」地方、そしてロサンゼルスの魅力伝える丘の中腹にある「Hollywood」の文字など、非常に多くの米国の名所旧跡を世界中の人々が知っているため、実際に米国の土を踏む前から、もう米国がどんなところか知っていると考えても不思議ではありません。

しかし、実際に米国に足を踏み入れた訪問者が目にするのは、独特の素晴らしい景色、音、食べ物、そして友好的で暖かな人々に溢れた、非常に多様な国であり、予想していたものとはまったく違う世界です。

AP/WWP Photo by Beth A. Keiser



AP/WWP Photo by Matt York

シカゴのシアーズタワー、グランドキャニオン、ディズニーワールドのような米国の象徴は、もちろん見るだけの価値がありますが、人が行かないような場所にも、貴重な場所や驚くような発見があるでしょう。



AP/WWP Photo by Phelan M. Ebenhack

例えば、ニューヨークを考えたとき、雪の中を「ハンサム・キャブ」と呼ばれる1頭立て2人乗り馬車に乗ってセントラルパークに行く光景が思い浮かびましたか。



AP/WWP Photo by Wally Santana

米国観光の選択肢を広げるヒントとなるような写真を、すでにご存知と思われる場所も含め、ここに集めました。

例えば、米国史に関心があれば、西部のみならず50州の全てで見られる、さまざまなアメリカ先住民フェスティバルに足を向けてはいかがでしょう (<http://www.500nations.com/>)。ここに掲載した写真は、ニューヨークで公演しているタスカローラ・インディアンです。歴史好きの人々は、米国のあちこちで、その土地の戦闘シーンを再現しています。その中でも一番人気があるのは、アメリカ独立戦争(1774-1781年)と南北戦争(1861-1865年)です。ここに写真は載せていませんが、このほかにも、古代に先住民が作った塚から、各時代の歴史的な村々まで、何でもあります。



AP/WWP Photo by April L. Brown



AP/WWP Photo by Seth Perlman



AP/WWP Photo by Danny Johnston

わが国が農業と深く結び付いているのは、夏から秋にかけて州や郡のフェアが数百カ所で開かれているのを見ればはっきり分かります (http://www.expocentral.com/agriculture/us_fairs/US_Fairs.html)。フェアは地元の住民が前年の収穫の成果を見せる機会であり、またトラクター競走、パレード、催し物会場でのアトラクションを楽しむことができます。ここに掲載したのは、イリノイ州フェアでパレードする、装飾を施された雌牛の「アंकルサム」と、アーカンソー州フェアでの催し物会場の乗り物を楽しむ人々です。



AP/WWP Photo by J.D. Pooley

遊園地の乗り物が好きでしたら、世界的に有名なディズニーの他にも多くのテーマパークがあります (<http://themeparks.about.com/od/findusthemeparks/>)。例えばオハイオのシーダーポイント公園には、95メートルの高さまで上がり、時速145キロメートル以上の猛スピードで滑り降りる「ミレニアム・フォース」(写真左下)があります。

博物館がお好きなら、古典芸術をはじめ、海洋生物、縫取り装飾品、西洋文化遺産などあらゆるテーマに的を絞った博物館が全米にあります (<http://icom.museum/vlmp/usa.html>または <http://www.museumlink.com/states.htm>)。ここに掲載した写真は、インディアナ州インディアナポリスにある児童博物館です。

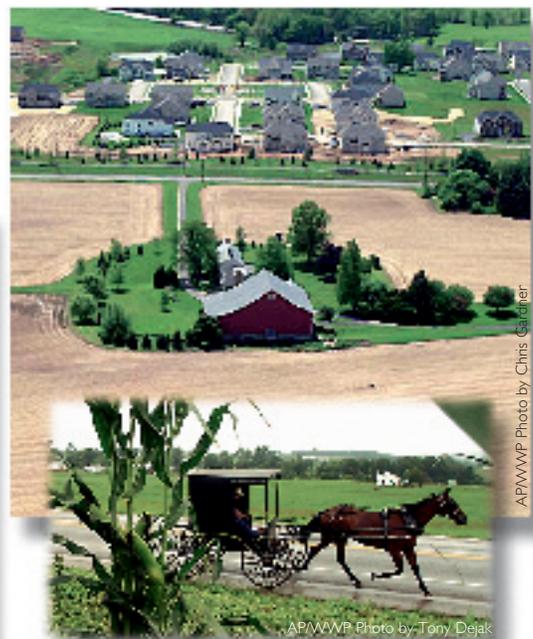


AP/WWP Photo

あるいは、米国のワイナリーを訪ねるのはいかがでしょうか。米国産ワインは次々と国際的な賞を受賞しており、ほとんどの州にも、ツアーを行うブドウ園があります (<http://www.travelenvoy.com/wine/USA.htm>)。左下の写真は、カリフォルニア州にあるロバート・モンダビのブドウ園です。都市から一步外へ出た観光客が、米国の大半があまりにも田舎なのを知って驚くことがよくありますが、それは、田舎を残そうという努力を続けているからです。写真はペンシルベニア州の農園で、同州の農園保護プログラムの一部です。田舎、とりわけペンシルベニア州やオハイオ州を車で走っていると、アーミッシュの幌付き四輪馬車と出会うかもしれません (写真右下)。アーミッシュはドイツ出身の敬虔なキリスト教の一派で、近代的な文化や文明の利器を排し、謙虚さとコミュニティーのメンバーの相互扶助を大切にしています。



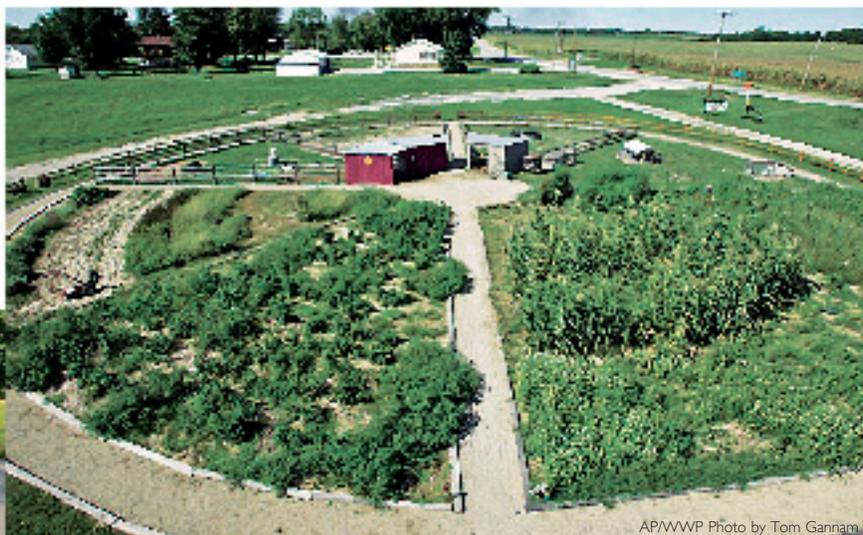
AP/WWP Photo by Eric Risberg



AP/WWP Photo by Chris Gardner

AP/WWP Photo by Tony Dejak

米国の個人主義を、しばしばユーモラスな方法で表現することに喜びを感じる米国人もいます。イリノイ州オールトンの「ピザ・ファーム」では、農民が0.5エーカー(約2000平方メートル)の土地をピザのように円く囲って、それをピザの一切れのような形に「スライス」し、その1つ1つにピザの材料を1種類ずつ植えています。



AP/WWP Photo by Tom Gannam



AP/WWP Photo by Mike Gullett

シカゴからロサンゼルスまで斜めに走る伝説のルート66では、アメリカ風物詩とも言える、道端の飾りを今でも見ることができます。ここに掲載した写真では、カンサス州ガレーナ商工会議所の会員が、道路にペンキで道路標識を描いています。ルート66で見るとの、その他米国の大陸横断道路の旅に関する情報は <http://www.roadtripusa.com/>で入手できます。

本当に型破りなものが好みなら、カーヘンジへの旅はいかがでしょう。これはストーンヘンジの規模と志向をまねたもので、ネブラスカ州アライアンス近くのカーアート・リザーブの一部です。イギリスのストーンヘンジの米国版は少なくとも他に9つあり、<http://www.roadsideamerica.com/set/OVERhengens.html>によれば、そのうち実際に石できているものは少数で、一部では発泡スチロールや冷蔵庫も使われているそうです。

以上を含む米国の変わり種に関するさらに詳しい情報はエキセントリック・アメリカ：風変わりなアメリカ・ガイドブック (The Brandt Travel Guide to All That's Weird and Wacky in the USA) <http://www.eccentricamerica.com/>の地域ハイライトをチェックしてください。



AP/WWP Photo by David Zalubowski

観戦するにしても、プレーするにしても、米国がスポーツ愛好家の天国であることは言うまでもありません。

アウトドア派には、アラスカの犬ぞり (<http://www.iditarod.com>)や、バージニア州北部のグレートフォールズ公園でのカヤック (写真) のような激しいスポーツもあります。



AP/WWP Photo by Al Grillo

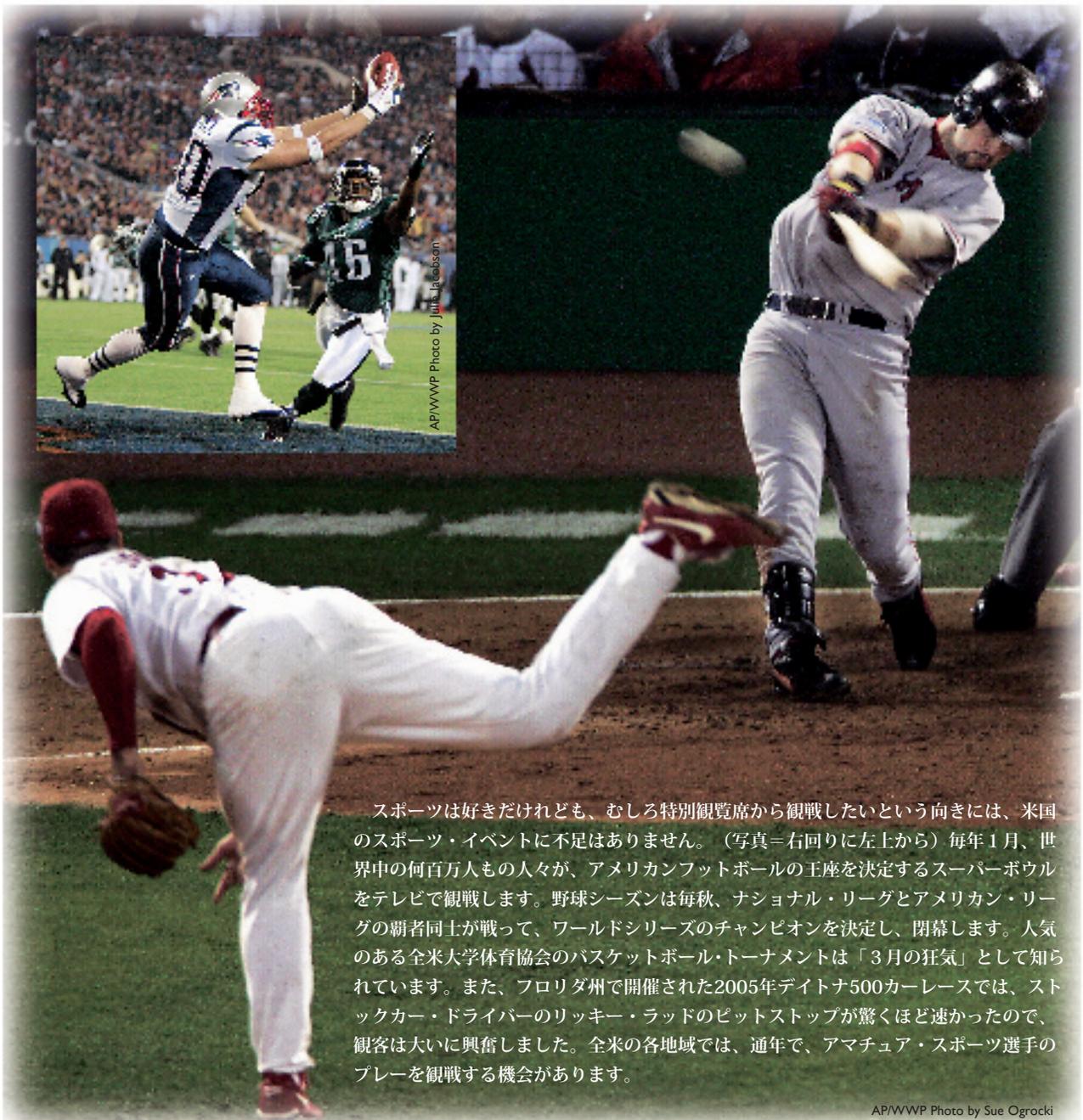
大学生が「フリスビー・ペーカーリー」の派手な試合を互いに投げ合って始まったゲームが、フリスビーという競技に発展しました。写真は、ロードアイランド州で開かれた2005年ニューイングランド地域フリスビー・トーナメントでのブラウン大学対ダートマス大学の一戦です。ラク罗斯は何百年も前に、アメリカ先住民から始まり、米国で男女を問わず競技人口が増えているチーム・スポーツです。写真は、2004年パシフィック北西部大学ラク罗斯・リーグ・トーナメントにおけるオレゴン大学対ワシントン大学の試合です。



AP/WWP Photo by Adam Hunger



AP/WWP Photo by John Froschauer



AP/WWP Photo by Jule Jacobson

AP/WWP Photo by Sue Ogrocki

スポーツは好きだけでも、むしろ特別観覧席から観戦したいという向きには、米国のスポーツ・イベントに不足はありません。(写真=右回りに左上から) 毎年1月、世界中の何百万人もの人々が、アメリカンフットボールの王座を決定するスーパーボウルをテレビで観戦します。野球シーズンは毎秋、ナショナル・リーグとアメリカン・リーグの覇者同士が戦って、ワールドシリーズのチャンピオンを決定し、閉幕します。人気のある全米大学体育協会のバスケットボール・トーナメントは「3月の狂気」として知られています。また、フロリダ州で開催された2005年デイトナ500カーレースでは、ストックカー・ドライバーのリッキー・ラッドのピットストップが驚くほど速かったので、観客は大いに興奮しました。全米の各地域では、通年で、アマチュア・スポーツ選手のプレーを観戦する機会があります。



AP/WWP Photo by Bob Jordan

AP/WWP Photo by Mark Humphrey

世界最高水準の教育を受けながら、 米国に関する知識を深めよう

世界中から毎年50万人を超える学生が、米国に留学してきます。そして、米国は、彼らを心から歓迎しています。皆さんがどのような話を聞いているかは分かりませんが、申請した学生ビザのうち、約80%は許可されています。

さらに、米国領事館は、過去2年間に、留学生受け入れに関する重要な変更を行いました。現在領事館では、特別なビザ面接予約時間を設けたり、場所によっては、学生が予約なしで来られるように時間を取っているところもあります。

国務省は、外国政府と連携して、学生ビザの有効期間を今までより長く設定し、留学生が学校の休暇中に容易に一時帰国できるよう、複数回の入国を可能にする、互恵的なプログラムの策定も進めています。

国務省は、学生が特定の期限までにビザを取得しなければならないことを理解して、学生ビザの申請手続きを迅速化する方法をもっと考え出すよう領事館に働きかけています。

2004年には、62万人を超える留学生が米国の高等教育機関に在籍していたのに加え、さらに32万2000人が、様々な大学交流プログラムの一環で米国を訪れました。

これらの留学生が米国の大学や教育機関で学ぶ理由は、米国人と同じです。すなわち、学問のレベルの高さ、大学とプログ



写真提供 University of Georgia/Paul Efland

ニュージャージー州プリンストンにあるプリンストン大学の卒業生には、米合衆国大統領が2人、連邦最高裁判事が8人、ノーベル賞受賞者が29人もいます

ラムの種類が多さ、履修課程の計画を立てる上での柔軟性などです。

米国の高等教育プログラムは、伝統的および先端的分野の研究で世界最高レベルにあります。それに加えて、論理的考察、理性的分析、活発な議論を通じた自立的思考能力をはぐむ取り組みを、高く評価されています。

わが国の学問環境は、文化と同様、幅広く多様です。キャンパスのほぼ全員と知り合いになれるような小規模な単科大学でも、あるいは寮1棟の学生数が小さな村に匹敵するほど大きな総合大学でも学ぶことができます。都市にある大学もあれば、農村部にあるものもあり、周辺に小さな町が発展している大学もあります。税金による補助金を受け、入学条件が緩やかな州立大

学もあれば、入学基準がより厳しく、授業料その他の費用が高い私立学校もあります。伝統を重んじる学校もあれば、現代的なことを誇る学校もあり、2年制も4年制も、教養大学も科学研究大学も、男女別学も共学もあります。どのような学問的経験を求めているようとも、米国には大学が3700校もあり、その中から選べるわけですから、きっと希望に沿った学校が見つかるはずです。

米国は教育を大いに尊重しており、だからこそ世界でもトップクラスの大学が数多く存在しているのです。私たちは、相互理解を促し、世界の進歩を促進する手段として、世界中からやってくる才能のある学生を心から歓迎します。ぜひ出願してほしいと思います。

米国の大学が提供するさまざまな学位取得プログラムや学位取得目的でないプログラム、受講可能な学校の種類、米国の教育哲学の説明、その他の情報については、<http://educationusa.state.gov>をご覧ください。



Photo Courtesy of the University of Georgia/ Paul Efland

ジョージア大学礼拝堂の完成は1823年にさかのぼります

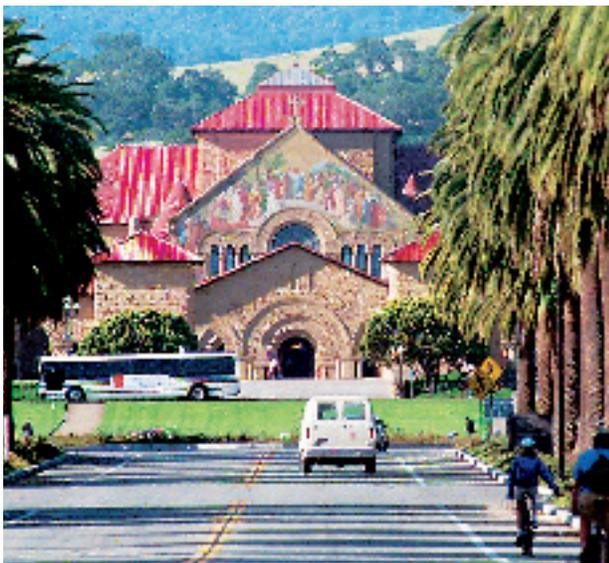


AP/WWP Photo by Angela Rowlings

マサチューセッツ工科大学（M.I.T.）に在籍している、あるいは在籍していた研究者61人が、ノーベル賞を受賞しています。ボストンにある同大学に最初の学生が入学したのは1865年です

米国の大学に在籍する間には、選んだ研究分野について多くのことを学ぶ機会に恵まれるだけではなく、旅行や、米国人との日常的な接触を通じて、米国での生活について、短期滞在の観光客が学ぶよりもはるかに多くのことが分かるようになります。

これは胸の躍る経験かも知れませんが、難しい問題に直面する可能性もあります。食事も、おそらくは気候も、自分の国とはまったく違うかもしれません。新しい友人を作らなければならないでしょうし、ホームシックにかかることもあるでしょう。あなたが出会う米国人の行動や態度に面食らったり、いらいらしたりすることさえあるかもしれません。学校の勉強に加えて、町の歩き方、米国の銀行の利用の仕方、買い物の仕方、メートル法に基づかない寸法の理解の仕方などの基本を学ぶことが必要となるでしょう。



AP/WWP Staff photo by Paul Sakuma

スタンフォード大学では、ノーベル賞受賞者17人が教鞭を取っています

冒険心とユーモアのセンスの両方があれば、役に立つことは明らかです。

米国とその国民を間近で観察できるこの機会を利用して、皆さんが以前から持っていた先入観が正しかったかどうかを試してみてください。米国人が、想像以上に複雑だということがお分かりになると思います。

ですから、偏見のない広い心を持ってください。米国は自分たちの価値観や文化を持つ移民が次々とやってきたことによって築かれた国なので、さまざまな意見や基準があり、少数のステレオタイプに単純化することなど、とてもできません。確かに典型



Marsha Miller/The University of Texas at Austin PA Office

テキサス大学オースチン校は優れた図書館システムと、全国でもトップレベルの学問プログラムが有名です

的な資質というものは存在します。米国人は一般的に、服装やマナーは形式ばっておらず、時に競争的で、時間とスケジュールを重視し、個人の自主性を大切にすることが分かるでしょう。また米国人は一般的に、友好的で率直、ユーモアがあり寛大で、目的達成を目指し、チームの一員としてがんばるプレーヤーであることも、分かると思います。しかし、このことだけは覚えておいてください。皆さんの国の人たちと同じように、このような「典型的」特徴を、ほんのわずかしか、あるいはまったく見せない米国人も、大勢いるのです。

米国留学という同様のスリルと期待に満ちた体験をしてきた人が他にも大勢いて、そのほとんどが、その経験は学問的にも個人的にも、非常に有意義だったと感じていることを忘れないでください。大学は、留学生が米国の大学というコミュニティーの中で居心地よく感じられるよう助力するので、安心してほしいと思います。

米国での生活を理解するために役立つ情報については、<http://educationusa.state.gov/life.htm>をご覧ください。

人生の好機：米国大学への留学

デール・エドワード・ガフ
米国大学学籍入学管理者協会(AACRAO) (ワシントンDC)
国際教育サービス担当ディレクター
<http://www.aacro.org>

あなたが米国の大学への出願準備を進めている学生であれば、志願者の入学を許可するかどうかを決める上で、米国の大半の大学がどんな手続きを取っているのかを理解することが重要です。

米国以外の国では、自国の教育制度で教育を受けていない志願者が一般的な入学資格を有するかどうかを、教育省あるいはそれに相当する機関が決定します。しかし、米国では、それぞれの大学が自由に入学基準を定め、学生の学力がその入学基準に達しているかどうかを決定する独自の尺度を設定できます。

基準が高いほど大学の選抜は厳しく、入学許可を得るのも難しくなります。米国の大学は通常、1) 選抜が非常に厳しい、



フロリダ州マイアミにあるフロリダ国際大学の大学書庫の前に座るコートジボワール出身のムーサ・ダオ



ロードアイランド州プリストルにあるロジャー・ウィリアムズ大学で、プログラム参加者2人と歩く「アフガン女性教育イニシアティブ」の創設者ポーラ・ニルシエル

2) 厳しい、3) やや厳しい、4) 自由入学制（学生の過去の学業成績にかかわらず入学許可を出すことができる）、という4つのカテゴリーに分類されています。

従って、過去の学業成績がある大学の入学基準は満たしていても、他の大学では満たしていない可能性もあります。

志願者の過去の学業成績を審査し、入学に必要な基準に達しているかどうかを決定する責任は、大学にあります。

多くの大学では、学内の職員が志願者の過去の学業成績を評価します。また、米国以外で受けた教育の評価を専門にする機関に成績を送るよう、志願者に要求する大学もあります。大学が特定の機関を指定することもあるし、いくつかの機関が掲載されたリストを渡し、そこから選んでもらう場合もあります。こうした機関は、過去の成績を評価し、その結果を大学に提供しますが、入学許可を出すかどうか決定するわけではないのです。あくまでもあなたの入学許可の決定をするのは、出願先の大学なのです。

提出するそれぞれの願書に書いてある指示に、綿密に従ってください。複数の大学に出願する場合、おそらく指示もそれぞれ違うはずです。どの大学も要件は皆同じ、と考えるいけません。

過去の学業成績を評価するのが出願先の大学であろうと、指定された外部機関であろうと、過去の成績をすべて提出する必要があります。



AP /University of Southern Mississippi Photo by Steve Rouse
南ミシシッピ大学で毎年恒例の国際フードフェアで、韓国料理を振る舞う同大学英語学校の韓国人留学生

● 志願者は、過去の学業成績すべてについて、正式な、または証明された写し（出願書類では「成績証明書」と呼ばれることが多い）を、出願先の大学および成績審査機関に送ってもらう必要があります。「正式記録」というのは、学生が学んだ学校が直接、出願先の大学と評価機関の両方、またはどちらかに送らなければならないということを意味します。志願者である学生は、これらの成績を自分で郵送してはいけません。その場合には、「正式記録」と認められない可能性もあるからです。

● 英語で書かれていない学業成績は翻訳する必要があります。翻訳も出願先の大学と教育評価機関の両方、あるいはどちらかに送らなければなりません。大学や評価機関には、元の言語と翻訳の両方で学業成績を提出する必要があります。

● 成績の翻訳に際しては、特に指示に注意を払う必要があります。「正式」な翻訳、つまり「認定された」または「免許のある」翻訳者によるものを提出することを求められる可能性があります。しかし学生に十分な英語能力があれば、大学や評価機関によっては、学生自身に翻訳を任せる場合もあります。

● 外部試験は、米国の大学が入学許可を出すかどうかを決める手続きの重要な要素です。フランスのバカロレア、あるいはイギリスの前期中等教育修了試験（Oレベル）と後期中等教育修了試験（Aレベル）の両方、またはいずれかのような、全国的に実施される外部試験を採用している教育制度で教育を受けた学生は、その試験結果の写しを送る必要があります。

● 学部レベル（学士号）の1年生に出願する場合には、大学

進学適性試験（SAT）や米国大学入学学力テスト（ACT）のような、米国内の志願者にも通常義務付ける標準能力判定試験も受ける必要があるかもしれません。受けるべき試験とその手続きの仕方は、大学が教えてくれます。

● 大学院への出願者（修士号または博士号取得を目指す学生）は、一般大学院進学適性試験（GRE）を、経営学修士（MBA）課程に出願する場合は経営大学院入学適性試験（GMAT）を、それぞれ受けなければならない可能性があります。こちらも出願校が、大学院志願者に必要な標準テストやその手続きの仕方を教えてくれます。

● 英語が母国語ではない場合、あるいは英語が母国語ではない国や地域で教育を受けた場合には、学部志願者も大学院志願者も第2言語としての英語テスト（TOEFL）のような英語能力検定試験の結果を提出する必要があるかもしれません。教育助手として働くことを希望する大学院志願者は、英語で教える能力を有する証拠として、英語会話能力試験（TSE）の受験を義務



Courtesy of Eastern Mennonite University
バージニア州ハリスバーグにあるイースタン・メノナイト大学で、一緒に芝生の上で勉強する留学生たち

付けられる可能性があります。

● F-1、M-1（学生）ビザあるいはJ-1（交流訪問者）ビザが必要な場合は、予定する在学期間が終了するまで十分な資金を受けられることを証明するものを提出する必要があります。米国のほとんどの大学では、学資の支援に関する用紙に記入するよう求めるか、あるいは提出すべき書類を指定します。通常、学資面の援助を誰がしてくれるのか、その概要を記述する用紙に記入するほか、その根拠の提出も求められます。学資関係の書類についても、注意深く指示に従ってください。

● 提出期限は、非常に重要です。願書に列記してあるさまざまな期限に、特に注意してください。留学生の場合、入学許可



AP/WWP Photo by Jon C. Hancock
ウェストバージニア州アセンズのコンコード大学の留学生センターで、インターネットを閲覧する日本人留学生

を出す手続きに要する時間は、米国人学生より長くなります。ほとんどの大学で、留学生を対象にした願書受付締め切り日は早く設定されており、願書が締め切り前に到着していることが不可欠です。米国の多くの大学には、海外の学生から、毎年、何百通、何千通という願書が届きます。自分が希望する学期に入学許可をもらいたい場合は、すべての必要書類を、提示された期限までに提出する必要があります。

● EducationUSAの相談センターが近くにあれば、訪ねてみることを強くお勧めします。EducationUSAの事務所では、スタッフが、米国の大学への出願に関する情報を提供してくれます。特定の大学に関する情報も持っていますから、願書を提出する大学を選ぶのを助けてくれます。最寄りの米国大使館でEducationUSA事務所の場所を教えてください。最寄りの米国大使館でEducationUSA事務所の場所を教えてください。www.educationUSA.state.gov/centers.htmでも詳しい情報を得ることができます。

米国留学では、多くの刺激を感じ、得るところも大きいでしょう。最高な形で留学をスタートさせるためにも、各大学の指示に注意深く従ってください。出願手続きや提出物に関して質問があれば、興味のある大学に連絡して、疑問点などを明らかにしてもらい、助言を求めるといいでしょう。

米国の高等教育：学資面について

ナンシー・W・ケテク
国務省アフリカ担当地域教育指導コーディネーター
(在ガーナ共和国米国大使館)

米国の大学へ留学を希望している方であれば、米国では、中央政府が教育制度を管理している国に比べて教育費が高いことに気が付いたかもしれません。しかし、米国の教育は、コスト・パフォーマンスも極めて高く、投資に対する見返りが大きいことにも気付いていただけたと思います。

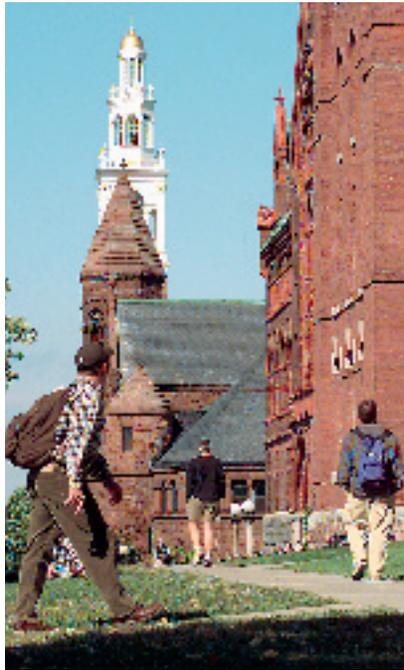
米国で教育を受けると、学生は自分が選択した研究分野はもとより、実践的経験、参加型の実験作業、世界で最も先進的で最も潤沢な資金に支えられた施設（米国の大学が2004年に、400億ドルもの研究資金を付与されたことをご存知でしたか）、論理的に話し、書く能力の育成、ネットワーキング、そして学生の向上心を後押ししてくれる教授陣との親しい関係など、それ以上のさまざまなことを経験できます。

学問分野に加えて、米国の大学は住居設備、クラブ、学生組織、スポーツ・レクリエーション施設、インターン制度、他大学との交流など、学生の視野を広げ、帰国したときに社会を動かす大きな力になれるようにするための各種制度を誇っています。

幸いなことに、慎重に計画を練る志の高い学生は費用を抑制することが可能ですし、在籍する大学の奨学金を受ける資格を持つこともできます。

米国留学のための学費を抑制する方法を、いくつか挙げます。

● 最寄りのEducationUSA相談センターに行けば、受けられる可能性がある米国でのすべての学資援助について、包括的で最新かつ正確な、先入観のない説明を受けることができます。同センターは米国国務省の支援を受け、留学希望者向けの情報を提供する公式機関です。最寄りのEducationUSA相談センターについ



AP/WWP Photo by Toby Talbot
Kaplan/Newsweek College Guide 2006年版による「アメリカで最も人気のあるトップ25(America's 25 Hot Schools)」のひとつ、バーリントンにあるバーモント大学のキャンパスを歩く学生たち

ては、<http://www.educationUSA.state.gov/centers.htm> で検索できます。

● 自分の米国留学費用をどのように賄うかについて、両親と相談してください。両親（およびその他の親族）に、学費として毎年どの程度支援できるのかを聞いたうえで、その数字を4倍し、通常、学士号を取るのにかかる4年間に必要な学費の総額を出します。この「家族負担」と呼ぶ金額が、出願する大学を決める基準になり、予算と比べて費用が高すぎる場合には、出願を思いとどまらせてくれる要素になります。

● 自分にとって最適な大学に求めるほかの特徴についても考慮してください。例えば、規模、立地、生活環境、研究分野、特別プログラム、在籍する学生の特徴などです。優に3000校を超える大学の中から、自分が探している学校を見つけるのに役立ちます。

● 留学生にとって直接関係のある情報、つまり入学条件、学費、奨学金などの情報を提供してくれる、専門の出版物があります。EducationUSA相談センターで一読してもらいたい2冊の本は、*The College Board International Student Handbook* と、*Peterson's Applying to College and Universities in the United States*です。

後述する大学の学資援助のほかに、米国で高等教育を受けるための資金の出所は、次のようなカテゴリーに分類できます。

家族資金：米国で学ぶアメリカ市民と学部留学生にとって、最も一般的な財源です。大学教育の費用に関して一義的な責任を負うのは個人とその家族だというのが、米国人の考え方です。

大学が提供する資金： 家族資金の次に一般的な教育資金源です。成績に基づいて支給される（学業成績に応じた奨学金）場合と、学資が不足しているときに支給される（学資援助）場合があります。

スポーツ奨学金：大学が提供する、別のタイプの資金です。綿密に計画を立てれば、ひとつのスポーツに秀でている外国人学生は、その技能を活用して、米国での学資を手に入れることができます。

企業または特定の組織のスポンサー：米国あるいは外国の民間組織からの資金援助は、学生とスポンサーとの間の個人的取り決めの形をとることもあれば、選抜した候補者間の競争になることもあります。企業、公的機関、あるいは宗教団体が学生の後援を約束した場合、その後援が間違いないことを、学生が同意したすべての条件（返済や将来の雇用など）に関する詳細も含めて、詳しい資料を提出すべきです。

財団および国際機関：国連のような著名な機関は、特定の国の開発の優先順位に応じて受給者を選抜しています。受給者は、学部生ではなく、主として大学院生です。

自国の政府：自国政府が、海外教育プログラムを支援していないかどうか、確認してください。

米国政府：米国政府主催のプログラムは、ほとんどが大学院生を対象としています。これらは、2国間合意に従い、米国大使館広報・文化交流部（P A S）または米国開発庁（A I D）を通じて実施されています。

奨学金斡旋業者：不正な奨学金斡旋業者も多いため、注意が必要です。原則として、いわゆる「奨学金斡旋」業者が、情報提供の手数料を取る場合は、いかにパンフレットやうたい文句が立派でも、極めて慎重な対応が必要です。

大学の学資援助：その仕組み

留学生間の学資援助獲得競争は、非常に厳しくなっています。個人の資金に限りのある学生が、競争を勝ち抜き、最大限の学資援助を受けるには、特別に優秀でなければなりません。学資援助を申請する留学生は非常に多いので、選抜委員会から好意的な評価を受けるには、基本的な能力をはるかに超える力量を備えていなければなりません。高額な援助獲得を目指して競争する学生は、優秀な学生の中でも特に抜きん出ていることを示さなければなりません。

EducationUSA相談センターのアドバイザーは、効果的で説得力のある申請書の作成の仕方について助言してくれます。相談センターには、小論文の書き方や、その他の入学手続きに関する役立つガイドブックが備えてあります。

援助の金額や援助を受ける学生の数は、大学によって大きく異なりますが、大学で学ぶ費用の全額を賄えるだけの資金を支給してくれる大学は、ほとんどありません。留学生向けの学資援助の予算や方針は、各大学が設定しており、米国市民への援助とは別枠で運営されています。

留学生に対して最も多くの学資援助を行っているのは私立の教養大学で、私立の研究大学がそれに続きます。各州が運営する公立大学と2年制大学（コミュニティカレッジ）は、私立大学ほど学費が高くないのですが、留学生に学資援助を行うことはめったにありません。大学によっては、特別な事情があるか、あるいは学生が1年目の学業を終了（そして学費の払い込みを完了）した後に、援助を申し出る可能性もあります。

学資援助が必要な学生は、大学を選ぶ手続きを、少なくとも1年以上前に始めてください。そうすれば学資援助をしてくれそうな先を探して見つけ、必要な試験を受け、決められた期限までに願書と学資援助の申請書の提出を完了するのに十分な時間を取れるでしょう。



AP/WWP Photo by Pat Sullivan
テキサス州ヒューストンにあるライス大学は、常に米国高等教育の「ベストバイ（お買い得）」大学にランクされています

教育費を抑制する方法

教育費の抑制は、奨学金制度の創設と同じくらいの効果があります。費用削減の可能性を過大評価してはいけませんが、教育支出を最小限に抑える方法を探すことをお勧めします。次のような方法があります。

- **ベストバイ（お買い得校）：**最も質の高い教育を最も安い

費用で提供する大学を見つけること。EducationUSAのアドバイザーは、「お買い得の」教育機関を判別するための本や雑誌を教えてください。

● **履修期間の短縮**：4年間の学士課程を3年間で済ませれば、何千ドルもの節約になります。学生が履修期間を短縮するには、(a) 学期ごとに講座をひとつ余計に取る(特定の事例に限る)、(b) 夏期講座を取る、(c) 授業料が安く単位の振り替えが可能な場合、近くのコミュニティーカレッジの講座を取る、(d) 自国で修了した大学レベルの課程(英国のAレベルやフランスのパカロレア)について単位を振り替える、といった手段を取ることができます。実力試験を受けたり、SATの科目テストの得点を提出したりすれば、大学の方針次第で、単位として認められる可能性もあります。

● **州外授業料の減免**：州によっては、成績優秀者やリーダーシップを発揮したことに対する見返りとして、留学生に州内在住者並みの低い授業料を認めています。授業料の減免に関しては、入学審査職員や留学生アドバイザーに聞いてください。出身地が大学のある都市と正式に姉妹都市の関係を結んでいる留学生の場合には、州内在住者並みの授業料を支払うだけですむことがあります。

● **生活費**：学生寮の管理人になると、寮費数千ドルを節約できます。寮の食堂で働くと、少額ながら給料もあり、食事も付いています。キャンパス外で親族や友人と共同生活するのも、住む場所が適当で、効率的な公共の交通手段がある場合には、お金の節約になります。



AP/WWP Photo by Daniel Miller

オハイオ州トレドにあるオーウェンズ・コミュニティカレッジのようなコミュニティカレッジは、2年制の準学士号を授与しています

● **2年制のコミュニティーカレッジ**：米国人学生でも、留学生でも、最初の2年間はコミュニティカレッジに在籍し、その後4年制大学に編入して学位を取得し、授業料を数千ドル節約する人が大勢います。実際にこの手続きに入る前に、コミュニティカレッジでの単位がすべて、学位を授与する大学に認められているかどうか確認してください。

● **仕事**：移民規則では、F-1ビザの留学生が、キャンパス内でパートタイムの仕事をするのが認められています。学生は通常、学期中は週10~15時間、休暇中はフルタイムで働くことができます。現実的には、パートタイムの収入を、書籍、衣料、小遣いなどちょっとした支払いに使うことはできますが、大学の授業料を賄うには不十分です。大学キャンパスでは、食堂や図書館での作業など、さまざまな就業の機会があるかもしれません。学生の学力レベルが上がれば、研究助手や講師などの仕事を得て、自分の研究を進めながら金を稼ぐことも可能です。キャンパス内の仕事は、自分の生活費を稼ぐことを誇りに思っている米国人学生に人気が高くなっています。

● **ローン**：学資援助の一環として留学生にローン貸付を行うことで、学資援助能力を高めている大学も多数あります。ローンは大学の管理下にある民間基金、もしくは金融機関が貸し付け、米国市民や永住者向けの連邦政府融資プログラムとは別のものです。米国市民、あるいは永住者がローンの返済を保証する連帯保証人となることが必要な融資制度もあります。ほとんどの大学が、留学生に法外なローンを負わせないように注意しています。

不可能なことはない

毎年50万人以上の留学生が米国の大学に入学し、学資援助を受けているとしたら、あなたにもそうすることが可能なはずです。一生懸命勉強すれば、人生が急速に前進し、目標を達成でき、想像もしなかったようなチャンスが与えられるので、その努力は報われるでしょう。

「決して悔いのない決断」

ニヤシャ・カンガンガ
出身国：ジンバブエ
セント・キャサリン大学
化学工学専攻学部生
ミネソタ州セントポール

外国で勉強する場所を選ぶことは、人生における最も難しい決断のひとつです。誰でも、ホームシックで孤独感にさいなまれるようなことがない場所、要するに、できるだけ完璧な場所を見つけようとします。私の場合、相談センターの助けを得て、これまでの人生の中で最善とも言える決断をすることができました。そして、ミネソタ州のセント・キャサリン大学へ入学しました。センターの人たちは、私を見ただけで、私の夢の実現にとって必要なことや行くべき学校を明確に察知したかのようでした。

米国は素晴らしい国で、実際に生活してみると、テレビや映画などで見るよりもはるかに良い国だということが分かります。米国人は十人十色で、典型的な米国人などというものは存在しないと思います。1人に会ったからといって、米国人全員を知ったことにはなりません。ミネソタ州に住む米国人は、異民族や異文化に対してとても寛容で、文化的多様性を尊重してくれます。自然のままの私たちを受け入れてくれるので、周りの人たちと同じように振る舞う必要は全くありません。そのことを私はとても感謝しています。

米国で学ぶことで、世界が抱える多くの問題について、私の考え方が一変しました。これまで受けてきた教養科目教育のおかげで、私は物事を批判的に考え、問題をあらゆる側面から分析し、自分の意見に偏見がないか注意するようになりました。また、物事を前向きに考えることができれば成果が上がることも、また自分がやると決意したことは何でも達成できることを学びました。

私は化学工学の修士号を取得し、ジンバブエの化学産業が有名になるよう、手助けするつもりです。

こちらの国際学生部のスタッフの支援は、賞賛に値します。スタッフの皆さんは、私を一から十まで助けてくれました。私はホストファミリーを世話してもらいましたが、そのホストファミリーは、私を空港まで迎えに来てくれ、また学生寮に落ち着くのを助けてくれました。そして私が努力するのをとても支援してくれています。留学生対象のオリエンテーションプログラムの内容はとても詳しく、オリエンテーションが終わるまでに、キャンパス内を自由に歩き回れるようになっただけでなく、近くの商店街にも1人行けるようになったのです。



写真提供 Nyasha Kanganga

セント・キャサリン大学のノラ・ホフ国際プログラムサービス部次長（写真左）、エイミー・ソーステンソン国際学生部次長（右）の間に立つニヤシャ・カンガンガ

私は、最初の学期に「アフリカの夕べ」の司会役を進んで引き受けました。これはアフリカ諸国からの留学生にとって、アフリカの生活を大学の仲間たちに紹介する機会となる年1回のキャンパス恒例行事です。当然のことながら、300人を前にして話すのは私にとっては神経がすり減るような経験でしたが、お陰で緊張もほぐれました。私は、次年度のセント・キャサリン大学留学生会副会長に選出され、今とても張

り切っています。

また秋学期には、学生寮の寮監を務めることとなります。これにより、他の人々の学生経験に対する私の理解と認識が深まるとともに、私が初めてここに来たときに受けた「暖かい歓迎」をセント・キャサリンのコミュニティーにお返しできると思います。

米国留学を希望する学生たちに対して言いたいのは、その決断を後悔することは決してないということです。米国の大学制度は世界でもユニークで、教養科目の教育は私たちが体験し得る最も素晴らしい経験のひとつです。

「驚くような体験」

アルナブ・バス

出身国：インド

カーネギー・メロン大学エンターテインメント・テクノロジー専攻大学院生
ペンシルバニア州ピッツバーグ

私は、米国の大学への出願に際して、米国教育財団のインド・バンガロアセンターに何度も問い合わせをしました。同センターの支援は出願に不可欠なものでした。細かい質問に常に答えてくれましたし、それが入学選考手続きに関するものであろうが、ビザ申請に関するものであろうが、渡航情報であろうが、最新かつ重要な情報を提供してくれました。身上書作成にあたりセンターから得たフィードバックは、入学許可を得るためだけでなく、自信を持って自分で定めたキャリア目標の達成を目指すためにとても役立ちました。

私が選んだプログラムは、将来進みたいと思う業界に実際に触れる素晴らしい機会を与えてくれました。私たちは、会議や討論会に参加したり、写真現像スタジオを見学したりしました。また、カリキュラムが柔軟で、興味や関心に従ってコース選択ができることは非常に有益です。

集中的で具体的な講義は、学部での学習を基礎にして自分の力を高めるために役立ちました。また、私のプログラムは、素晴らしい学習の機会であるだけでなく、将来の就職先への足掛かりともなるインターンシップを設けるという点でも、多くの道を開いてくれました。



写真提供 Arnab Basu

大学に戻る前にすでに専門的な職業に就いて働いていた経験を持つ学生が多い環境に入ったことで、私は、関連する実務経験を持つことの重要性

を評価できるようになりました。また、さまざまな経歴を持つ数多くの有能な人々の中に入って一緒に学ぶことで、私は新しい考え方に触れることができ、新たな機会にも恵まれました。

各学期に行う実演プロジェクトにより、相当の責任が要求されるプロとしての仕事をこなすための、十分な自信と心構えを身に付けることができました。

各人の興味と能力に応じて学生の進路指導をしてくれる教授陣を得たことも、幸運でした。

カーネギー・メロン大学のスタッフは、留学生の面倒をととても熱心に見てくれます。

カーネギー・メロン大学では、折に触れて国際フードフェスティバルが開催されます。その都度、世界のひとつの地域に関連したテーマが選ばれます。このフェスティバルは、知らない人々と出会うためにも、さまざまな国からやってきた学生のことを知る上でも、絶好のチャンスです。

米国の人々との交流は、素晴らしい経験です。特に、大学というアカデミックな環境の中で、私は、キャリア目標の達成に向けた米国人の集中力と熱意を高く評価するようになりました。米国人という、実に多様な人々との交流もまた、素晴らしい学習体験です。

初めてここにやってきた学生は、先入観を持たずに、1日目からできるだけ多くのことに、どっぷりと浸かるつもりで臨むべきです。ここでは、素晴らしいチャンスを得ることができますが、猛勉強と忙しい生活は覚悟しておいてください。

それから大切なのは料理を覚えることです。新しい友人を見つけるには、長い時間がかかるものです。

「素晴らしい機会」

パベル・レピュスキー

出身国：ベラルーシ
イサカ大学元学部生
法学部科目履修生
ニューヨーク州

ベラルーシのゴメリ市のEducationUSA相談センターには、とてもお世話になりました。様々な教育機会の情報が容易に入手できただけでなく、留学試験の準備の仕方についての実践的なアドバイスも得ることができました。しかし、さらに重要なことは、卒業生同士で連絡を取り合い、地元の活動やプロジェクトを計画する上で、この相談センターが大きな役割を担っていることだと思います。

自由な発想や、現代社会の様々な問題を批判的にとらえることができるようになったという点で、米国での教育は非常に有益でした。それ以外に私が得た最も価値ある経験には、次のようなことがあります。

- * **キャンパスでの生活**：他国についての理解を深める機会が広がるので、キャンパス内の活動のほか、米国人やほかの国からの留学生との交流は重要です。
- * **地域社会貢献活動への参加**：キャンパス内でエイズ犠牲者のメモリアル・イベント「エイズキルト」の企画に参加したことで、世界的なエイズ問題と地域社会におけるボランティア活動の重要性に対する認識が高まりました。
- * **インターン制度**：ニューヨークの国連本部でインターンとして働いたことによって、国際機関と、これらの機関が民主主義の普及促進と人間の価値の増進に果たす役割についての認識が、すっかり変わりました。

これらの経験から、私はベラルーシに戻って非政府機関（NGO）を組織し、国連のプログラムを支援するとともに、ボランティア活動と地域社会貢献活動に従事することになりました。

イサカ大学は非常に協力的でした。空港で大学の職員が出迎えてくれ、キャンパスでは暖かく受け入れてくれました。さらに、さまざまな問題を処理して、必要なときには支援してくれる助言者も決めてくれました。

筆記試験では、教官は（留学生に多く見られる）つづりの間違いや文法の誤りよりも、学生が書いた内容を重視してくれたので、私たちは外国人として差別されることなく適正な成績評価を受けることができました。

文化的・社会的な面でも、質の高い支援を行ってくれました。私たち留学生の多くが大学の休暇中もキャンパスに残るため、大学側は各種の日帰り旅行の計画や、冬休みに滞在できるホストファミリーの世話をしてくれました。

米国での教育によって、米国の文化や社会の仕組みと働きについての理解が広がりました。また、米国の歴史、文学、行政の講義は、民主主義の原理をより良く理解し、米国を異なる視点から見つめるのに役立ちました。

米国人一家と暮らした経験は、米国に住む一般の人々が自分と同じ価値を共有していることを知ることができたという点で、やはり非常に有益な体験でした。



写真提供 Pavel Repeyuski

イサカ大学で学んだ後に、私は奨学金を受け、競争率が非常に高いオックスフォード大学の法学修士課程を履修しました。私がこの競争に勝てたのは、米国留学のおかげだったと思っています。現在私はマンチェスター大学で博士課程を終えるところで、将来は学者になりたいと思っています。もし最初に米国に留学していなければ、私はとてもここまでたどり着けなかったでしょう。

米国留学で生き残るためのヒントを以下に示します。

- * カルチャーショックは心配無用です。大してつらいことはありません。いつもの自分であること。でも他人への思いやりは忘れずに。
- * 自国にいる親が、必ずインターネットにアクセスできるようにすること。インターネットは最も速くて安いコミュニケーション手段で、自国を離れた孤独感を感じることはありません。
- * 必要なことや分からないことがあれば、遠慮せずに人に頼んだり聞いたりすること。英語が（まだ）完璧でなくても、英語を話すことを恐れないこと。
- * 自分の教育環境を最大限に活用するよう努めること。いろいろなクラブや会合に参加し、インターン制度やその他の自分ができることすべてを行うこと。
- * 地元の友だちやホストファミリーとの関係を築いて、それを維持すること。
- * 留学を楽しむこと。人生を変えることのできる、またとない機会なので。

米国でビジネスをするには

以下に掲載したのは、米国の官民の入国管理専門家の間で行われた、海外商用渡航に関する自由討論会の内容を編集したものです。討論会のビデオは、国務省のウェブサイト (<http://usinfo.state.gov/journals/itsps/0905/ijpe/rntbl.htm>) で視聴できます。

米国の政府と産業界はどちらも、米国企業とその海外顧客、パートナー、現地社員が直接交流することの必要性を理解し、支援しています。

しかしながら、他の多くの国々と同様、米国は安全保障上の懸念から、米国に入国しようとする人々を慎重に審査せざるを得ません。

海外渡航手続きにおける当初の警備上の変更は、必ずしも期待していたほどスムーズにいくとは限りませんでしたが、9.11同時多発テロ以降の4年間に、大きな改善が見られました。

効果的な警備体制と開放性を貫く姿勢との間でバランスを取ろうとすれば、海外渡航手続きのさまざまな段階で、審査時間が長くなります。しかし、米国政府は残された課題の解決を目指し、財界指導者たちとの協力を続けています。

これらの問題は、以下に示す2005年8月に米国の官民の専門家の間で行われたパネルディスカッションで議論されました。参加者は、ダグラス・ペーカー米国商務省サービス業担当次官補、エリザベス・ディクソン・インーガソルランド国際移民サービス・アドバイザー1、ジャニス・ジェイコブズ米国国務省ビザサービス担当次官補代理、ランデル・ジョンソン米国商工会議所副会頭2、マイケル・ニューファック米国国土安全保障省移民政策担当ディレクターです。アレクサンダー・フェルドマン米国国務省国際情報プログラム局コーディネーターが司会として、参加者に質問します。

渡航の円滑化に向けた協力体制

質問 (司会者) : 重要な課題のひとつとして、米国政府が米国の産業界と、実際にどのような協力体制を取っているか、ということがあります。この点についてお聞かせください。

ジェイコブズ : 私たちは9.11テロ事件後のビザ関連の仕事を、国境保全と門戸開放の間でバランスを取っていると表現することがよくあります。そしてこの任務は、在外領事担当官が、商用渡航者のビザだけでなく、米国を訪れるその他の合法的な旅行者のためのビザを審査する際に、毎日やっていることです。

私たちは数多くの円滑化プログラムを設置してきました。2004年7月には在外領事館に公電を打ち、商用渡航が米国にと



ラウンドテーブルの参加者：左からジャニス・ジェイコブズ、ダグラス・ペーカー、マイケル・ニューファック、エリザベス・ディクソン、ランデル・ジョンソン、司会のアレクサンダー・フェルドマン

っていかに重要であるかを、つまり重要な経済上の理由を再認識してもらいました。米国の旅行・観光業界は、年間約930億ドルもの収益を生み出していますからね。

また在外領事館に、商用渡航の円滑化のために、どのような施策を講じているかを尋ねてみました。そうしたら全公館から回答があり、地元の米国商工会議所との協力で進めているプログラムや、大企業が大使館や領事館に登録して、社員の面接の予約をスムーズにする方法について説明がありました。なかには、商用渡航者専用ラインを用意している領事館もあります。

領事館が実施しているそれぞれのプログラムをすべて検討し、10月に商用渡航の円滑化のための最良の事例について説明した公電 (全世界向けの通達) を送りました。そしてすべての領事館に対し、緊急の予約を必要とする渡航者のために、何らかの手続き、例えば予約日時より前の来館といったことを提案するよう求めました。

その他にも、すべてのビザ申請者のために、ビザ要件に関する詳しい情報を提供するよう努力しています。そのためにウェブサイト (<http://www.travel.state.gov>) をさらに充実させました。このサイトにアクセスすれば、ビザ審査面接で予想される質問や持参すべき書類などについての情報を得ることができます。

また、米国への渡航を予定している人が、ビザ申請書を提出する領事館での待ち時間がどれくらいかを調べることができるように、このウェブサイト上に予約待ち時間の情報を掲載するよう要請しました。 (http://travel.state.gov/visa/temp/wait/tempvisitors_wait.php)

もうひとつ、在外領事館に言ってきたのは、それが医療上の理由であれ、大型商取引のために指定された予約日時よりも早く来館しなければならないといった場合であれ、緊急に渡航する必要がある人を対象とした手続きを用意しなければならないということです。領事館は、それを実現するための措置を講じなければなりません。 (http://travel.state.gov/visa/temp/types/types_2664.html)

質問 : ダグ、商務省はこの問題にどう対応していますか。商務省は政府と、もちろん、産業界の橋渡し役という立場ですね。

ベーカー：9.11テロ事件の直後に、ワシントンD.C.でビザ政策と安全保障問題の重要性が高まり始めたので、テロ事件がわが国産業界の経済の安全保障にとって大きな懸念材料になるだろうと思いました。産業界は民間部門の雇用を創出する源泉であり、サービス部門で8800万人、製造部門で1500万人と、非常に多くの米国人を雇用しています。

そこで私たちは国務省に働きかけました。また当時の移民関係の諸機関にも働きかけ、ビザ政策と円滑なビザ申請手続きの継続が急務であることを、確実に理解してもらえるように努めました。〔注：ここで言う「当時の移民関係諸機関」とは、2001年9月11日の同時多発テロ事件後に新設された国土安全保障省に統合された移民帰化局（INS）などの国境警備・検査機関を指します〕

私たちはワシントンD.C.や世界各国の首都にある米国商工会議所と緊密に協力し合い、ビザ発給の遅延によって発生する課題や懸念事項にきちんと対応してもらえない場合は、商務省に連絡する必要があることを明確に理解させました。その一方で、省庁間手続きに取り組み、行く手にある様々な障害を取り除くだけでなく、重要なテーマのひとつであるビザ発行手続きの透明化にも努力を傾けることにしました。

質問：ランディー、米国商工会議所は、この商務省との関係はどう見えていますか。

ジョンソン：以前私たちは、国務省と国土安全保障省に対してかなり批判的で、「産業界の心配事には、誰一人、耳を貸してくれないじゃないか」と言った表現を使っていました。また9.11テロ事件後の状況から、誰もが〔安全保障対策強化の必要性〕を理解していましたが、それでも主張すべきことははっきり主張しなければなりません。実際、私たちは大声を張り上げて、わが国の経済上の安全保障は重要だと言いましたよ。そして現実には、経済上の安全保障は、商工会議所も支持した、国土安全保障省が新設される時の綱領の一部として認識されました。

つい最近、コロンビアのボゴタの商工会議所から連絡がありました。現在は手続きがとても順調に進んでいて、大変喜んでおられるとのことでした。一方で、他の商工会議所からは、相変わらず問題があるという報告も受けています。

問題のひとつは、〔米国政府と産業界の〕意見交換が、いささか場当たり的であることだと思います。制度をもう少し正式なものにするために、ここワシントンD.C.で、例えば、民間部門と公共部門間の諮問委員会といった形で、正式なシステムを作ることも、ひとつのアイデアだと思います。

状況は次第に改善されていますが、今でも産業界では、苦情を言ったり、手紙を書いたりして、それが何らかの成果を上げると期待する、このあいまいな手続きの代わりに、誰かと直接話をして事態を改善させることはできないのかと感じています。

質問：エリザベス、あなたの会社が直面している問題と、私たちが認識すべき課題について少し話してください。

ディクソン：分かりました。まず、私は大企業の〔代表として〕国務省とフォーチュン誌500社のような大企業との会議に何度も参加していますが、私たちと定期的に会合を持ち、私たちが経験しているストレスの一部を理解してくれる国務省と国土安全保障省の懐の深さを高く評価しています。

国務省のウェブサイトはすごく便利だと思います。私たちもこのサイト（<http://www.travel.state.gov>）にリンクしています。非常に良く出来たウェブサイトですが、掲載されている情報が最新であれば、です。予約待ち時間が、実際に私たちが経験しているのと時々食い違っていることがあります。それでも、おおよその時間としては十分役に立ちますけど。

領事館と協力した取り組みが成功した一例として、大幅な遅延があったときのことがあります。ビジネス上、どうしても渡航が必要なことを確実に証明できた場合に、ビザ面接の予約日を早めることに成功したケースがあります。

緊急の商用渡航について、その必要性を明確に証明できれば、領事館側はそのための予約を確保することに、柔軟性も積極的な姿勢も示すことができました。

質問：たくさんのことが順調に進んでおり、改善もされているという感じを受けましたが、産業界と引き続き協力し制度を改善して行く上で、いくつかの課題がありますね。

米国のビザ・入国問題

質問：討論会の第2部では、外国または国際企業の経営幹部が米国を訪問しようとしたとき、実際にどのような問題に直面するかについて話し合いたいと思います。

エリザベス、あなたは先ほど、この問題について少し触れましたが、もう一度この課題に戻ってお話を伺いたいと思います。

ディクソン：最も難しい問題のひとつは、手続きに一貫性がないことだと思います。全く同じ書類を持たせて5人をビザ申請に送り出しても、難なく通る人もいますし、〔一方で問題にぶつかる人もいます〕。その他に、私たちにとってよく問題となるのは、ビザ発給ミスです。何年も前には、申請者が朝一番にビザ申請を行い、午後にパスポートを引き取りに行ったとき、何らかの理由でミスがあり、その場で気付いた場合には、その場で訂正してもらえました。

それから、私はビザに関する互恵協定は、本当に重要な問題だと思います。中国での大きな成果は、12カ月有効な複数回入国ビザを再交渉して合意に達したことです。このビザは中国から米国に入国する人々だけでなく、中国を何度も訪れる米国人商用渡航者にも役立つものです。ですから私は、すべての互恵協定を再交渉することが望ましいと考えますし…。

ジェイコブス：そうですね。

ディクソン：…延長してもらいたいとも思います。そうすれば確実に領事部の負担を減らすことができますからね。

ジェイコブス：おっしゃるとおりです。

ディクソン：それだけでなく、国際的な商用渡航の円滑化も…。

ジェイコブス：私たちは互恵協定の延長について、いつでも他国の政府と交渉する意思を持っています。ただし、同種のビザでその国を訪れる米国民が同じ待遇を受けられることが条件です。言わば、そこに、この問題のすべてがあります。つまり、相手国には、同等の待遇を米国人に与えてもらわなければなりません。

質問：ランディー、同じような問題を感じていますか。

ジョンソン：ええ。ビザ審査官が[ビザ発給の是非を判断するために]使う基準[に関する情報]がないからだと思います。そして、時々私たちが耳にするのは、申請者はビザ発給を拒否された理由が全く分からず、説明されてもよく理解できないということばかりです。

時々思うのですが、これはおそらく旅行者が必ずしも国務省の「お客様」ではなく、細かく審査しなければならない人物として認識されているからではないでしょうか。しかし申請者が一部の担当官からちゃんとした扱いを受けていないと感じるような関係もあります。そして、それが小さな問題か大きな問題かにかかわらず、そういった認識は広まっていくので、何らかの形で時々チェックする必要があるのではないかと考えます。

ジェイコブス：国務省の現場の領事担当官は、実際に大使館を代表するだけでなく、時には米国という国全体、または米国政府そのものを代表しています。ですから、私たちは領事担当官に対し、ビザ申請に対する判断がどんなものであっても、領事館まで出向いてくる申請者には、品位をもって接するよう、繰り返し伝えていきます。申請者は、品位ある丁寧な扱いを受けるべきです。またビザ発給が拒否された場合には、申請者はその理由を理解する必要があります。

領事担当官は、書面で拒否理由を提示することが義務付けられています。当然のことながら、申請者は緊張しているので、回答がなぜ「ノー」なのか理解できない、といったことが、時々起こるのだと思います。多くの場合、それは申請者が自国との十分なつながりを証明できなかったため、移民する意思があるように見え、領事担当官は法律に従ってビザを拒否せざるを得ないというのが実情です。

質問：でも、一貫性の問題はどうなりますか。

ジェイコブス：どのケースも個人の事情によって判断されます。ですから同じ目的で[渡航する]2人の申請者がいたとしても、申請者の事情はそれぞれ違うかもしれません。その場合、領事担当官の判断はおそらく異なるでしょう。

私たちは領事担当官たちに、ビザ審査に必要な研修やツールをすべて提供しますが、申請者が適格かどうかの判断は、最終的には担当官に任せています。私は、ほとんどのケースで、領事担当官たちが正しい決定をしていると思っていますが、彼らもまた人間であり、時には間違いを犯すこともあるでしょう。

質問：こうしたビザ関係全体で、国土安全保障省はどのような役割を果たしているのですか。

ニーファック：法律により、国土安全保障省は、ビザ政策を決定する上で最も重要な役割を担っています。国務省はビザを発行し、海外の領事館[の業務]、つまり適格かどうかの判断を担当しています。しかし、その人物が米国に到着すると、各国境入国地の移民審査官の仕事になります。

私たちも、今ジャンスが説明したような問題、同じ課題を多数抱えています。心配で緊張した申請者とか、緊急に行わなければならない面接とか、そうしたことすべてです。

私たちは、米国が訪問者を歓迎する国となるためには、顧客サービスが重要であると、強く訴えてきました。すべての申請者を、同じように尊厳を持って扱うことができない審査官を容認することはできません。

すべてが完璧と言うつもりはありません。私はこの分野で、産業界とより緊密に協力できるのではないかと考えています。つまり、対顧客関係の面です。そして、この点については、いつでも検討する心構えができています。

私たちには民間部門を担当する部署がありますが、それは産業界に影響する問題のための重要な情報源であるとともに、こういった問題を私に伝えてくれます。たくさん問題に気付かせてくれ、それらの問題を解決してくれるほか、業界との橋渡し役を果たしています。

ペーカー：米国企業から何度も聞くことのひとつに、ビザ申請が拒否された場合に、領事担当官の判断に明確なパターンがないように見えるということがあります。ある人は合格したのに、[その一方で]別の人は拒否される。ところが[その2人の申請者は]ほとんど条件が同じように見える。

大企業であれば、弁護士に電話で依頼することであろうと、米国商工会議所の面接を迅速化する手続きであろうと、確かに、頼みの綱や救済手段を持っているケースは多くなっています。ところが、ワシントンDCの米国商工会議所の会員でもなく、外国の首都のどの米国商工会議所にも属さない中小企業は、実質的に頼る手段がないということも分かりました。

そこで、私たちは国務省に相談し、このワシントンDCに「ビザ促進センター」を開設する試験プログラムに同意してもらいました。これは中小企業を対象とする国務省の問い合わせ窓口で、ここを通じて申請者は[ビザが拒否されたこと]の本当の理由が何なのかを知ることができます。

ジェイコブス：中国に対する関心が非常に高いこともあり、まずは、中国、つまり中国で事業を行っている米国企業のみを対象とする試験プログラムから始めました。そして、最近、実は先月ですが、この試験プログラムを、全世界を対象とするプログラムに拡大することを決めただけです。

これはどういうことかと言いますと、企業規模の大小にかかわらず、米国企業がビザ取得方法に関する情報を希望する場合、あるいは特定の問題がある場合、どの企業も、この国務省ビザ担当部門に新設された「ビザ促進センター」に連絡することができます。また、センター (*businessvisa@state.gov*) に電子メールを送ることも可能です。

質問：私たちが直面しているのは、手続きの遅延と透明性の問題、そしてビザの申請者が何を必要としているかに対する理解が欠けていることのようなのです。

では、討論会の第3部で、その話題に触れたいと思います。つまりこの手続きを確実に、出来る限り円滑に進めるためにはどうすれば良いかということと、申請書類審査について領事担当官と国土安全保障省の両方を支援するために何が出来るかということについてです。

商用ビザの取得

質問：この討論会の第3部は、米国入国のためのビザ入手に関する実務的な事柄、商用渡航者が知っているべき情報、そして在外大使館の領事担当官に提供しなければならない情報について取り上げます。

ジェイコブス：先ほどお話ししたように、国務省のウェブサイトにビザ条件に関するたくさんの情報が掲載されています。基本的に領事担当官が…。

質問：皆さんに、ウェブサイトのアドレスを教えてください。

ジェイコブス：<http://www.travel.state.gov> です。領事担当官が実際に知りたいのは、申請者自身のこと、申請者の自国での状況に関する「できる限り」多くの情報、それに米国への渡航計画に関する情報です。

そこで、来館時に申請者は母国との「つながり」を示すことができなければなりません。それを証明する証拠を持参する必要があります。

質問：「つながり」とは何ですか。

ジェイコブス：それは、自国で仕事を持っている、家族が母

「顧客サービスが重要であると、強く訴えてきました。(中略)すべての申請者を、同じように尊厳を持って扱うことができない審査官を容認することはできません」

—マイケル・ニーファック

の権利書とか、そういった種類のもので。いわゆる必要書類のリストといったものはありませんが、自国に生活の基盤があることを示すどんなものでも持ってきていただければ、領事担当官にとって役立ちます。

それから、米国への渡航に関する限り、その人物が誰なのか、なぜ米国滞在が必要なのか、米国で具体的にどんな活動をするのか、といったことすべてを説明した手紙も大いに役立ちます。

自国との結びつきにも、渡米目的にも何の問題もなければ、ビザの受給資格を得るのは比較的容易です。

ニーファック：国土安全保障省では国境入国地で審査を行うときに、大体同じようなことを調べます。話のつじつまが合っているかどうか、渡航理由と自国に戻ることをはっきりと示しているかどうか、などです。国土安全保障省はその審査を国境でもう1回行わなければなりません。

長期間有効なビザの場合、[米国に再入国する際に] 身上などに変更があれば、申請者は現在の状況に関する最新情報をすぐに提示できるようにしておくことが重要です。

質問：では、旅行の際にそれらの書類を実際に持ってこなければならぬのですか。

ニーファック：そうしておけば万全でしょう。というのは、国土安全保障省の審査官は、空港や港で即断しなければならないからです。特にビザが当初発行されてから長い年月が経っている場合、自分の立場を立証するのに必要な情報を所持していることは重要です。

ディクソン：そのような場合、役立つと思えば私たちは国境入国地あての書簡を用意することがあります。私たちが実施したもうひとつのことは、これは特にJ-1プログラムに関してですが、指示書に詳細なリストを記載したことです。つまり領事館に持参しなければならない書類だけでなく、所持すべき書類のリストです。

それで、ジャニス、さきほど自国とのつながりを話題にしていたとき、私の会社のことに触れましたが、当社ではその問題 [自国との結びつきを証明する必要性] を解決するための書簡を準備するにあたり、質問表を作成しました。特に言葉の問題がある

国にいる、母国の学校に通っているというように、米国への短期訪問後に自国に戻る理由があることを示す証拠です。

質問：では、どんなものが証拠と見なされるのですか。

ジェイコブス：そうですね、雇用者からの手紙や給料明細書を見せてほしいと要求することもありますし、不動産を所有していれば、多分その不動産

場合、その「要件」を説明しやすくするためです。例えば、中国の企業の多くは、社宅を社員報酬パッケージの一部にしています。そうすると社員はそれ「家の所有権」を示せないわけですが、しかし「つながり」は長期雇用そのものであり、そして家族が社宅に住んでいるという事実であることを、書簡で示すことができると思います。そのようにして私たちはこの問題に対処しようとしています。

ジェイコブス：インガーソルランド社がやっていることは素晴らしいと思います。企業に関する情報や、申請者が米国内で何をやる予定なのか、そして申請者の渡米目的について、もらえる情報が詳しくれば詳しいほどありがたいです。例えば設備見学が目的だとか、複数の都市を訪問する場合には旅程だとか、こういった情報はすべて非常に役立ちます。申請者は旅行についても説明できなければならず、米国内での活動についても説明ができなければならぬ、ということです。

国境入国地でのことについて、ちょっと簡単に付け加えさせてください。私たちは現に、電子的に発行されたビザに関する情報を共有しており、国境入国地の審査官は、そのビザが領事館の発行したものであり、正式な書類であることをすぐに確認できます。結局それが渡航の円滑化にとっても役立っていると思います。

ジョンソン：マイク、この討論会の聴衆の皆さんに安心してもらうために申し上げますが、領事館で承認されたビザを保有している人が、はるばる米国まで旅をし、国境入国地で入国を拒否され、自国に引き返さなければならぬというケースは、めったにあるものではありません。

ニーファック：まったく新しい事情でも発生しない限り、そんなことは起きませんよ。

ジェイコブス：おそらくビザ発行後に新しい情報が出てきたとか、何かそう言ったことでしょうか。でも確かに異例のことです。

質問：指紋押捺とか指紋のスキャンについて、多くの人が耳にしていると思うのですが、まず、これは全員に義務付けられているのですか。

ジェイコブス：2002年5月に連邦議会は、基本的には国務省が発行するビザに、生体認証情報を含むことを義務付ける法律を成立させました。

質問：「生体認証情報」とはあいまいで大きな言葉ですね。

ジェイコブス：生体認証情報とされるものには、いろいろなものが考えられます。国務省は両手人指し指の指紋採取プログラムの導入を決めました。というのもメキシコですでに似たようなシステムを使っていたからです。2004年の10月26日までこそ

「自国とのつながりと渡米目的
に何の問題もなければ、ビザの
受給資格を得るのは比較的容易
です」 — ジャニス・ジェイコブス

れ「システム」を世界各地に配置しなければなりません。ですから、200以上の在外公館にシステムを配置するために、メキシコとほぼ同様のシステムを使ったのです。

でも実際には、指紋押捺ではありません。小さな箱のような指紋スキャナーです。ビザ面接の手続きが、30秒ほど余計にかかるだけです。それはもう、あっという間です。

質問：でもそれは、イスラム教徒や中近東だけを対象ということではないのですね。

ニーファック：そんなことはありません。

ジェイコブス：そんなことは全くありませんよ。全世界共通の条件です。基本的には旅行者の身元を確認することが目的ですが、その渡航者が所持しているビザが別の名前で発行されていないことを確認するためでもあります。つまり、身元を詐称する者がいないようにするためです。

ニーファック：渡航者が空港・海港に到着すると、私たち「税関国境警備局職員」は同じ作業を行います。[US-VISITプログラム]が申請時に入力されたデータと照会し、渡航者がビザを取得した人と同一人物であることを確認します。

ですから、このシステムによってプロセスが遅れることは全くありません。むしろ迅速化されます。その渡航者が申告どりの人物であり、米国に正当な用事があることが確認できれば、その人は自由に通関できます。

ジェイコブス：自国にしっかりした生活の基盤があることを証明し、米国への訪問理由を明確に説明することができさえすれば、何も問題はないはずです。

ニーファック：US-VISITシステムについて、実施方法、特に陸地の国境での実施方法についてかなり不安がありました。今までのところ導入は順調で、国境で特に深刻な遅延は発生していません。また、システムの導入に大きな懸念を抱いていた商工会議所、例えばラド [メキシコとの国境にあるテキサスの町] の商工会議所なども、実施状況に満足しています。

質問：そうですね。ではその点については、次のセクションで触れることにしませんか。まさにその点について話し合うつもりでしたから。ビザを取得できなかったらどうしたらいいのか。再審査を求めたり、拒否された理由をさらに詳しく知るにはどうすればいいか、といった問題です。

支援を要する場合

質問：これが本日の公開討論会の最後のセクションです。この

討論会を締めくくるにあたり、米国の産業界が、米国を訪れる取引先、顧客、社員のビザ取得を円滑にするために率先してできることについて、少し話し合いたいと思います。

また、うまくいかない場合、ビザが拒否された場合、あるいは迅速に何らかの対処をする必要が生じた場合にはどうなるのか、ということについても触れたいと思います。

ダグ、海外商務官について、少し説明してください。どのような職務にあり、このビザ手続き全般でどのような手助けをしてくれるのですか。

ベーカー：商務省は海外商業サービス局を通じ、世界85カ国に事務所を設置しており、そのほとんどは大使館や領事館の中にあります。

9.11テロ事件以前、海外商務官は特定のビザ申請者の身元保証人になることができましたが、テロ事件後の法律変更に伴い、これは廃止されました。ビザ手続きがさらに改善されれば、商務官による身元保証を再開できるのではないかと期待しています。

それ以外では、商用ビザを申請する人には、できるだけ早く申請手続きを行うことをお勧めします。

そして、企業側ができるだけ多くの情報を集めてくれれば、とても役に立ちます。

そしてビザが拒否されたり、予定どおりに入国できなかったりした場合、遠慮なく[現地の米国大使館内の]商業サービス事務所を通して、または、直接ワシントンD.C.の商務省に連絡してください。

質問：それで、商業サービス事務所の所在地が分かるウェブサイトはあるのですか。

ベーカー：ありますよ。商務省のウェブサイト(<http://www.doc.gov>)に入り、海外商業サービス局へのリンクをクリックしてください。

ジェイコブス：ビザ申請者が適格かどうかは、面接を行う領事担当官が判断します。そして先ほど私が言ったように、担当官が得る情報が詳しくれば詳しいほど、容易に判断できます。

先ほどビザが拒否された場合のことについて少し話しましたが、私たちが窓口担当官(ライン・オフィサー)と呼んでいる、現地のビザ審査担当官によって拒否されたものはすべて、現地の上級監督官がチェックしています。そして、この上級監督官がビザ発給拒否に同意しない場合には、申請者は[再度面接を受けるために]呼ばれます。

「商用ビザ申請者全員に(中略)できるだけ早く申請手続きを開始することをお勧めします」 —ダグラス・ベーカー

申請者はいつでもビザの再申請ができません。再申請を妨げるものは、何もありません。しかし、前回の申請時に不足していた重要な情報が新たに得られたとか、申請者の事情が大きく変化したということがなければ、すぐに何度も再申請しない方がよいでしょう。ただし、担当官が自分の立場や事情を理解してくれていないと感じたなら、気兼ねせずに再申請すべきです。

私たちは、在外領事館で処理されるすべてのケースを[米国内で]監視しているわけではありませんが、拒否率には注意を払っています。そして、例えば同じ在外領事館の2人の担当官の間で拒否率に大きな差があれば、調査する場合があります。もちろん、その領事館の上級監督官も調査することになるでしょう。

質問：拒否された理由を知る方法はありますか。

ジェイコブス：もちろんありますよ。拒否された場合、それが法律のどの条項によるものなのか、214条b項なのか他の条項なのかを説明した書面を受け取ります。すぐ目の前に出されます。

質問：で、その214条b項とは何ですか。

ジェイコブス：214条b項は、最も一般的なビザ拒否の理由です。領事担当官が申請者を、移民する意思のある人物と見なしたということです。つまり、自国とのつながりを立証できなかったということです。

質問：従って追加の書類、つまり、自国に戻ってくることについて何か説得力ある理由を示すものを提供できれば、再申請を考えてもいいということですね。

でも、面接を受けられたとしても、一定の処理時間が必要じゃないですか。一般的にはそう考えられているようですが。

ジェイコブス：そうですね、申請者の97パーセントは、面接を受けて適格だと見なされれば、面接日当日、または48時間以内にビザを取得しています。

さらに詳しい身元調査のためにワシントンD.C.に照会されるケースは、ごくわずかです。2002年や2003年には、本当にそうしたケースが大幅な遅延の原因となっていましたが、その点で大きな改善を見ました。[2次調査の期間を]79日から14日に短縮したのです。大きな進歩だと思います。

ニーファック：国土安全保障省と商務省は緊密に協力し合い、さらに改善を進めるよう努力しています。チェックすべき人物を迅速にチェックし、どこかほかでチェックが行なわれている人たちを調べずに済むようにするにはどうすればよいのか、というようなことを話し合っています。

ジョンソン：ジャニス、再申請について伺いたいのですが、再

申請するときは、すべての申請書類を再提出しなければならないのですか。

ジェイコブス：そうです。

ジョンソン：申請手数料を、もう1回払って…。

ジェイコブス：そうです。

ジョンソン：私はロシア大使館で、ビザ取得のために100ドル払ったところですが、これは多くの人々にとって相当大きな金額ですよ。

申請者が「この人は私を正当に扱ってくれない。私の審査は誰か他の人にやってもらいたい」と言えば、一種の再申請で別の担当官の審査を受けられるような内部手続きはないんですか。そのようなことは可能なんですか。

ジェイコブス：在外領事館の多くがそうした手続きを採り入れています。つまり、[ビザ] 窓口で何回か、例えば2回とも拒否され、再度申請すると3回目は担当部署の長がそのケースを審査するといった手続きです。でもそれは実際のところ、[領事] 部の規模や人数によって、領事館ごとに違います。

質問：先ほど国務省のウェブサイトについて話されましたね。

ジェイコブス：ええ。

質問：一方で、先ほど国によって違いがある、とも言われました。[その違いを] 知るにはどうしたらよいのですか。どこに問い合わせるのがベストですか。

ジェイコブス：国務省のウェブサイト(<http://www.travel.state.gov>)に入ると、ビザ審査を行っているすべての大使館と領事館のサイトにリンクがあります。すべての在外公館に対し、緊急にビザ申請を行わなければならない人々のための特別な手続きに関する情報を、それぞれのウェブサイトに掲載するよう指示を出しています。

質問：そして、海外商業サービス局などを通じて、特に商用ビザ申請者を対象とした手続きがあるんですね。

ジェイコブス：あります。さまざまな種類のプログラムがあります。例えば、米商工会議所に登録している企業は、面接予約を早めることができるプログラムがあります。また、領事部に企業代表の担当者を置いている大使館もあります。企業はその担当者に連絡し、予約を取ることができます。在外公館ごとに対応は少しずつ違います。

9.11テロ事件以後、先ほどお話した、移民する意思のある人物に関する214条b項に基づいてビザを拒否する件数が増えたと誤解されているようです。実際には、世界全体での拒否率は、9.11テロ事件以前に比べ、多少低下しています。

以前と比べ、他の政府機関と共有する情報が増えたとか、例えば学生の入学許可を確認できるようになったとか、そういうことが重なって、あのテロ事件以後でも、ビザ発給率が高くなっていることが分かりました。

ビザの審査基準は変わっていません。実際に変わったのは、申請者のことを深く知るための措置を講じたということです。面接を行う申請者が増えましたし、書類等をより細かくチェックしていますが、資格基準は変わっていません。

司会者：切りが良いので討論会をこの辺で終わりにしたいと思います。本日は、討論会に参加して、重要な問題についてお話しいただき、ありがとうございました。結論としては、米国の門戸は開放されており、渡米目的が商用、留学、観光のいずれであっても、私たちは海外からの渡航者を歓迎しているということだと思えます。

そして、本日伺ったような問題が早急に改善されることを期待しています。また、一般に信じられていることの中には、事実と反することもあり、手続き全体を円滑にするために産業界と申請者にできることもあると分かりました。

お集まりいただいた皆さんに、重ねて感謝いたします。米国でお会いできるのを楽しみにしています。有難うございました。

1. インガーソルランド社は、全世界で4万人以上の従業員と80カ所の製造施設を有する総合工業製品メーカーです。
2. 米国商工会議所(AmCham)は、300万社が加盟する世界最大の非営利企業連合です。102カ国に支部を持ち、内外の米国の大企業や中小企業を代表しています。

「出入国に問題なし」

カルロス・バンニ
チリ事業開発マネージャー
BACフロリダ銀行
チリ、サンティアゴ市



チリ担当の事業開発マネージャーである私は、米国の銀行ローンを利用するチリのバイヤーに保証することで、米国の資本財市場の成長を促進しています。エネルギー、環境、および運輸分野の顧客に、財政支援を提供することを専門にしています。今日の、非常に競争

が激しい市場に参入し成功するために必要な財・サービスを顧客に提供してくれる米国は、私のビジネスにとって不可欠な存在です。

仕事の性質上、私は毎年2回から3回米国を訪れます。過去7年間もそうしてきましたが、2001年9月11日の同時多発テロ事件以来、米国の安全保障体制が基本的に変化することに気付きました。

空港警備の強化は米国での事業活動を妨げているというのが、一般的な見方ですが、私の場合、不都合な思いはほとんどしていません。

私が気付いた主な変化は、空港警備の強化に関することです。現在米国は、搭乗者に対し、より厳重な警備対策を講じており、搭乗者と手荷物の検査は、さらに入念に行われています。

米国に渡航すると、入国の際に写真を撮り、指紋も採られます。空港の保安検査では靴を脱ぐように言われ、警備員からボディチェックを受けることもよくあります。手荷物は監視カメラに通されますが、時には警備員が実際にバッグの中身を調べることもあります。

こうした検査手続きのために、私は手荷物の詰め方にもっと注意するようになりました。機内持ち込み手荷物の中に入れていた小バサミを取り上げられたことが何度かありましたが、それ以外ではこれまで何も問題はありませぬ。

明らかにこれらの対策の影響で、列が少し長くなり、以前より保安検査にかかる時間が長くなりました。しかし、米国に入国する外国人として、粗末に、あるいは無礼に扱われたことは今まで全くありません。ただ、渡航目的と滞在期間について質問されるだけです。私は何の問題もなく入国し出国しています。

私の仕事に関して言えば、9.11テロが原因で、やり方を大幅に変えねばならないことは全くありませんでした。米国での事業のやり方はテロ以前と同じで、事業計画を変更する必要は全くありませんでした。米国市場は、引き続き私の投資事業に不可欠なだけでなく、9.11テロ攻撃後も、米国を旅行する時に私が感じる身の安全性と安心感は全く変わっていません。

警備対策を相次いで強化しても負担にはなりませんし、個人的にはひどく不便だと感じたことはありません。米国で仕事ができることは喜ばしいことです。

確かに検査所を通るのにこれまでより長い時間かかるし、2時間前には空港に到着しなければなりません。これらの変更は予想すべきことですが、必要なことだと思っています。結局は、より一層安全になったと感ずるので、私は多少長い間並んで待つことも気になりませぬ。

米国における警備強化は、また起こりかねないテロ攻撃から、国民と渡航者すべてを守ろうとする、米国の努力の表れだと思います。

安全性アップでも不便は最小限

ジミー・チャン
RJP社
香港



ほかの多くの香港ビジネスマンと同様、私も時々、貿易会社の仕事で海外出張しなければなりません。去る5月にも、仕事の相手先に会うために、米国に1週間滞在しました。

香港からシカゴへのフライトは長時間でしたが、スムーズでした。シカゴには、現地時間の早朝に到着しましたが、その時

間はアジア時間ではもう夜でした。入国審査エリアに行き、外国人入国カウンターの列に並びました。30人から40人の外国人が私の前に並んでおり、順番が来るまでじっと待たなければなりませんでした。

私たちは1列に並ばされ、2人の審査官から、どのカウンターに行ったらいいか指示されました。すべてが順調に進み、混乱は全くありませんでした。現場にいた警備員のうちの1人はアジア系アメリカ人の女性警官でした。

携帯電話の電源を入れないこと、そして違反した場合は電話を没収するとの警告の表示が出ていました。すでに飛行機を降りていたので、このような制約に少々当惑しましたし、なぜ携帯電話の使用が問題となるのかが分かりませんでした。その後、これも安全対策のひとつということを知りました。

15分ほどで最前列に来ると、どの入国審査官のところに行けばいいか指示されたのでその窓口に向かい、そこでいくつか質問を受けました。私の答えに納得した女性の審査官は、電子指紋スキャナーのスクリーンに左右の人差し指を交互に置くように言いました。指示に従うと、その審査官は私のHKSAR（香港特別行政区）パスポートにスタンプを押し、私の米国への入国を許可しました。この一連の手続きは問題もなく2～3分で終了しました。

米国以外の国に旅行する場合、指紋スキャンをする必要はありませんが、私の個人的意見としては、現在米国が求めている追加措置に伴う不便さは、取るに足りないものだと思います。また米国当局によって入手された個人情報、私自身や私の国に危険や害をもたらすことはありませんし、米国がすべての渡航者に対して要求しているわけですから、米国の安全性を確保するために役立つものと思います。

香港在住の中国人である私は、9.11テロ攻撃によって私たちも不利益を被ったことを記憶しています。米国が自国民のために安全で繁栄する国であり続けることは、私たち自身の利益でもあり私は感じています。また、米国への渡航者である私が、安全性向上のために果たさなければならない務めは最小限のものであり、私は喜んでその義務を負います。

参考文献

米国に関する参考文献

The Institute of International Education, Inc. *Intensive English USA: The World's Most Complete Guide to Intensive English Language Instruction*. Washington, DC: The Institute of International Education, Inc., 2005.
<http://www.iebooks.org/inad.html>

James, Marsha. *Studying in the United States Still Is Favored by International Students*. Washington, DC: Voice of America News, 23 August 2005.
<http://www.voanews.com/english/archive/2005-08/2005-08-23-voa1.cfm>

Kopp, Harry W. *Commercial Diplomacy and the National Interest*. New York, NY: Business Council for International Understanding, 2004.
http://www.bciu.org/news/Commercial_Diplomacy_National_Interest.htm

Lake, Jennifer E. *Border and Transportation Security: Overview of Congressional Issues*. Washington, DC: Library of Congress, Congressional Research Service, 7 April 2005.
http://www.mipt.org/pdf/CRS_RL32705.pdf

Phillips, Don. "A New Look for U.S. Air Security?" *International Herald Tribune* (30 June 2005): pp. 14, 17.
<http://www.iht.com/articles/2005/06/29/business/trans30.php>

Povo, Kelly. *Roadsides: Images of the American Landscape*. Plymouth, MN: Crotalus Publishing, 2004.
http://www.crotaluspublishing.com/book_roadsides.html

Priven, Judy. *Hello! USA: Everyday Life for International Visitors and Residents*. Bethesda, MD: Hello! America, Inc., 2005.
<http://www.hellousa.com/bookstore.asp#hellousa>

Reader's Digest Association. *Discover America: A Comprehensive Travel Guide to Our Country's Greatest Destinations*. Pleasantville, NY: Reader's Digest Association, 2004.
<http://www.amazon.com/exec/obidos/tg/detail/-/0762104341/102-1511707-0869748?v=glance>

Travel Industry Association of America. *Tourism Works for America*. Washington, DC: Travel Industry Association of America, 2004.
<http://www.tia.org/pubs/pubs.asp?PublicationID=33>

U.S. Congress. House. Committee on Energy and Commerce. Subcommittee on Commerce, Trade, and Consumer Protection. *Travel, Tourism, and Homeland Security: Improving Both Without Sacrificing Either*. 108th Cong., 2nd sess., 23 June 2004.
<http://energycommerce.house.gov/108/Hearings/06232004hearing1311/hearing.htm>

U.S. Department of Homeland Security. Office of the Press Secretary. *Fact Sheet: US-VISIT*. Washington, DC: Department of Homeland Security, 11 August 2005.
<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=4711>

U.S. Department of Homeland Security. U.S. Customs and Border Protection. *DHS Offers Travel Tips for Arriving Foreign Students and Exchange Visitors*. Washington, DC: Department of Homeland Security, 4 January 2005.
http://www.cbp.gov/xp/cgov/newsroom/press_releases/0012005/01042005.xml

U.S. Department of State. Bureau of Consular Affairs. *Visa Waiver Program*. Washington, DC: Department of State, July 2005.
http://travel.state.gov/visa/temp/without/without_1990.html

U.S. Department of State. Bureau of Educational and Cultural Affairs. Fulbright Program. *Fortieth Report of the J. William Fulbright Foreign Scholarship Board*. Washington, DC: Department of State, 2004.
<http://exchanges.state.gov/education/fulbright/ffsb/annualreport/2003/>

U.S. Department of State. Bureau of Educational and Cultural Affairs. Office of Global Educational Programs. Educational Information and Resources Branch. *If You Want to Study in the United States*. Washington, DC: Department of State, 2003.
<http://educationusa.state.gov/pubs.htm>

Yale-Loehr, Stephen, Demetrios G. Papademetriou, and Betty Cooper. *Secure Borders, Open Doors: Visa Procedures in the Post-September 11 Era*. Washington, DC: Migration Policy Institute, 2005.
http://www.migrationpolicy.org/pubs/visa_report.pdf

米国国務省は、他の機関・組織が発行する上記の各資料の内容および入手の可能性については責任を負いません。インターネット・リンクはすべて2005年9月現在有効なものです。

関連するウェブサイト

米国に関するオンライン情報

Council for International Exchange of Scholars:
Fulbright Programs for Visiting (Non-U.S.) Scholars
http://www.cies.org/vs_scholars/

The Institute of International Education, Inc.
<http://www.iae.org/>

See America
<http://www.seeamerica.org/>

Travel Industry Association of America
<http://www.tia.org/>

U.S. Chamber of Commerce: American Chambers of
Commerce Abroad (AmChams)
<http://www.uschamber.com/international/directory/>

U.S. Chamber of Commerce: Travel and Tourism
Across America
<http://www.uschamber.com/ncf/initiatives/travel.htm>

U.S. Chamber of Commerce: Visa Issuance
<http://www.uschamber.com/issues/index/immigration/vi-sas.htm>

U.S. Department of Commerce:
International Trade Administration
<http://www.ita.doc.gov/>

U.S. Department of Commerce: International Trade
Administration: U.S. Commercial Service: Export.gov
http://www.export.gov/comm_svc/

U.S. Department of Homeland Security: Transportation
Security Administration: Travelers and Consumers:
Travel Tips
<http://www.tsa.gov/public/display?theme=183&content=09000519800720a4>

U.S. Department of Homeland Security:
U.S. Citizenship and Immigration Services:
Temporary Visitors
<http://uscis.gov/graphics/services/tempbenefits/>

U.S. Department of Homeland Security:
U.S. Immigration and Customs Enforcement: Student
and Exchange Visitor Information System (SEVIS)
<http://www.ice.gov/graphics/sevis/>

U.S. Department of Homeland Security: US-VISIT
<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?theme=91&content=3768>

U.S. Department of State: Bureau of Consular Affairs:
Biometrics
http://travel.state.gov/visa/immigrants/info/info_1336.html

U.S. Department of State: Bureau of Consular Affairs:
Temporary Visitors to the U.S.
http://travel.state.gov/visa/temp/temp_1305.html

U.S. Department of State: Bureau of Educational and
Cultural Affairs: EducationUSA
<http://educationusa.state.gov/>

U.S. Department of State: Bureau of Educational and
Cultural Affairs: EducationUSA: U.S. Visa Information
<http://educationusa.state.gov/usvisa.htm>

U.S. Department of State: Bureau of Educational and
Cultural Affairs: Fulbright Program
<http://exchanges.state.gov/education/fulbright/>

U.S. Department of State: Bureau of Educational and
Cultural Affairs: International Visitor
Leadership Program
<http://exchanges.state.gov/education/ivp/>

U.S. Department of State: Foreign Consular
Offices in the United States
<http://www.state.gov/s/cpr/rls/fco/>

U.S. Department of State: International Information
Programs: Diversity in the United States
<http://usinfo.state.gov/usa/diversity/>

U.S. Department of State: International Information
Programs: Global Issues: Visas and Passports
http://usinfo.state.gov/gi/global_issues/immigration.html

U.S. Department of State: International Information
Programs: InfoUSA: Travel: Overviews
<http://usinfo.state.gov/usa/infousa/travel/travover.htm>

U.S. Department of State: International Information
Programs: U.S. Society, Culture and Values
<http://usinfo.state.gov/usa/>

Voice of America News: Visiting the USA
<http://www.voanews.com/english/travelusa.cfm>

米国国務省は、他の機関・組織が発行する上記の各資料の内容
および入手の可能性については責任を負いません。インターネッ
ト・リンクはすべて2005年9月現在有効なものです。

米国大使館 / アメリカンセンター・レファレンス資料室

米国大使館 / アメリカンセンター・レファレンス資料室は、広報・文化交流活動の一環として、全国5都市に設けられている情報資料センターです。米国について、幅広い分野の参考資料、政府刊行物、研究機関のレポート、データベースなどを備えており、専門のスタッフがさまざまなお問い合わせに応じています。どなたでもご利用いただけますので、お気軽にお越しのうえご相談ください。来館にはご予約が必要です。電話・FAXでのお問い合わせにも応じております。

札幌アメリカンセンター・レファレンス資料室

開館 13:00-17:00 (要予約)
電話受付 8:30-17:30 (月曜-金曜)

〒064-0821
札幌市中央区北1条西28丁目 在札幌米国総領事館内
Tel: (011) 641-3444
Fax: (011) 641-0911
<http://sapporo.usconsulate.gov/www/hjmain.html>

米国大使館レファレンス資料室

開館 13:00-17:00 (要予約)
電話受付 10:00-12:00、13:00-17:00 (月曜-金曜)

〒107-8420
東京都港区赤坂1-10-5
Tel: (03) 3224-5293 (来館予約受付)
Tel: (03) 3224-5292 (レファレンス受付)
Fax: (03) 3505-4769
<http://japan.usembassy.gov/j/irc/ircj-tokyo.html>

名古屋アメリカンセンター・レファレンス資料室

開館 (要予約)
電話受付 13:00-17:00 (月曜-金曜)

〒450-0001
名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル6階
Tel: (052) 581-8641
Fax: (052) 561-7215
<http://nagoya.usconsulate.gov/>

関西アメリカンセンター・レファレンス資料室

開館 (要予約)
電話受付 13:00-17:00 (月曜-金曜)

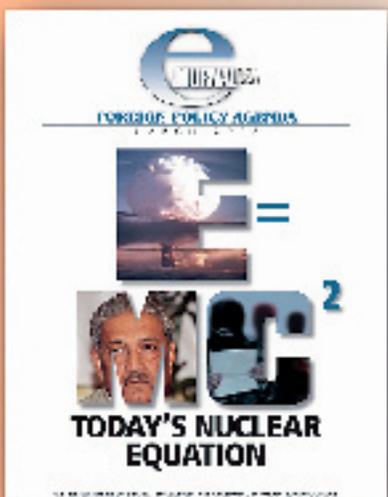
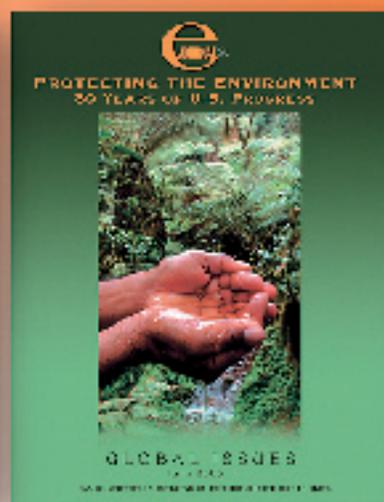
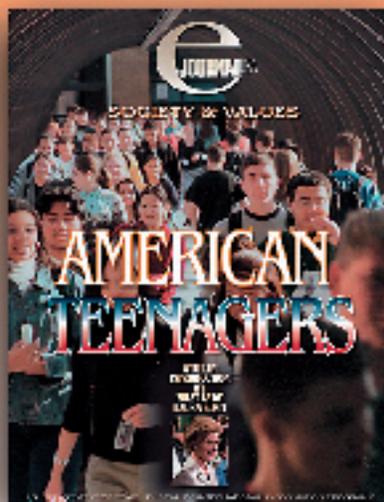
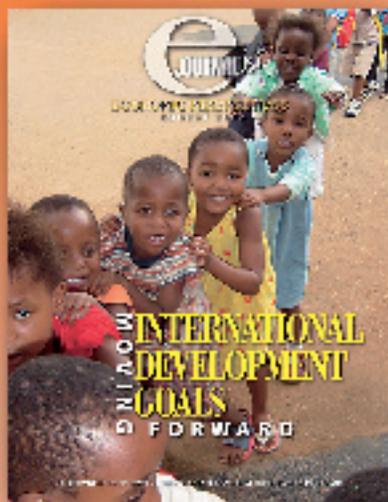
〒530-8543
大阪市北区西天満2-11-5 在大阪・神戸米国総領事館6階
Tel: (06) 6315-5970
Fax: (06) 6315-5980
<http://osaka.usconsulate.gov/www/hjkac.html>

福岡アメリカンセンター・レファレンス資料室

開館 13:00-17:00 (要予約)
電話受付 9:30-17:00 (月曜-金曜)

〒810-0001
福岡市中央区天神2-2-67 ソラリア・パークサイドビル8階
Tel: (092) 733-0246
Fax: (092) 716-6152
<http://japan.usembassy.gov/j/irc/ircj-fukuoka.html>

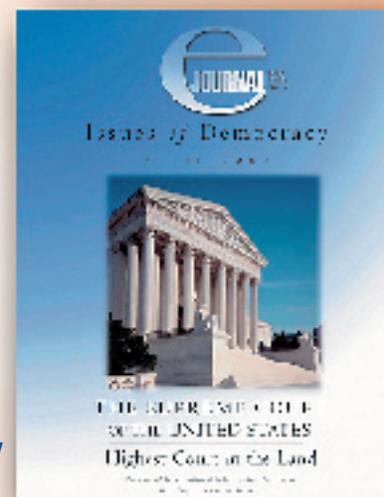
メ 毛



複数の言語で
発行する
月刊ジャーナル

在日米国大使館

<http://japan.usembassy.gov/>



eJOURNAL既刊の一覧は、以下を参照してください。
<http://usinfo.state.gov/journals/journals.htm>